

第2回新司法試験についてのアンケート集計（全体）

各法科大学院・各弁護士会へのアンケート発送日：2007年5月18日・21日

アンケート集計日：2007年7月5日

アンケート対象者：新司法試験受験生（受験者数：4607人、採点対象者数：4597人）

アンケート回収数：322通（未修者：169人、既修1：115人、既修2：35人、不明：3人）

（1）卒業した法科大学院名

北海道		白鷗	3	神奈川	
東北		大宮法科	1	関東学院	3
千葉		獨協		桐蔭横浜	4
東京	18	駿河台	2	山梨学院	
一橋		青山学院	1	愛知	2
横浜国大	6	学習院	5	中京	7
新潟	4	慶應義塾	2	南山	
金沢		國學院		名城	1
名古屋	4	駒澤	2	京都産業	
京都	22	上智	20	同志社	2
大阪	3	成蹊	2	立命館	10
神戸	4	専修	4	大阪学院	6
島根		創価	2	関西	7
岡山	7	大東文化	1	近畿	
広島	4	中央	47	関西学院	2
香川・愛媛		東海	1	甲南	4
九州	5	東洋	1	神戸学院	
熊本		日本		姫路獨協	1
鹿児島	1	法政		広島修道	3
琉球	2	明治	11	久留米	6
首都大学東京	29	明治学院	14	西南学院	12
大阪市立		立教		福岡	3
東北学院	1	早稲田	15	未回答(不明)	5

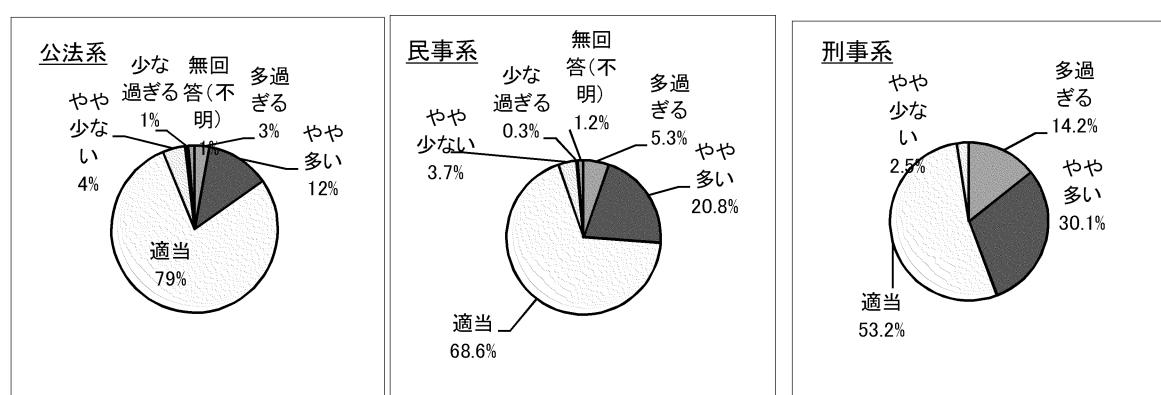
(2) 短答式試験についてのご意見（該当する欄一つに○を記入してください）

a 問題の量について

	多過ぎる	やや多い	適當	やや少ない	少な過ぎる	無回答（不明）
公法系	9	40	253	14	2	4

	多過ぎる	やや多い	適當	やや少ない	少な過ぎる	無回答（不明）
民事系	17	67	221	12	1	4

	多過ぎる	やや多い	適當	やや少ない	少な過ぎる	無回答（不明）
刑事系	45	95	168	8	2	4

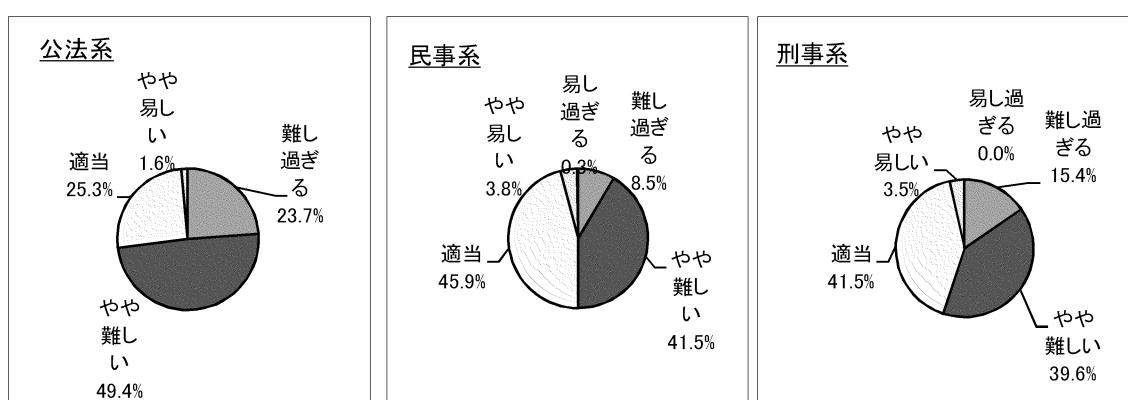


b 問題の難易について

	難し過ぎる	やや難しい	適當	やや易しい	易し過ぎる	無回答（不明）
公法系	75	156	80	5	2	4

	難し過ぎる	やや難しい	適當	やや易しい	易し過ぎる	無回答（不明）
民事系	27	132	146	12	1	4

	難し過ぎる	やや難しい	適當	やや易しい	易し過ぎる	無回答（不明）
刑事系	49	126	132	11	0	4

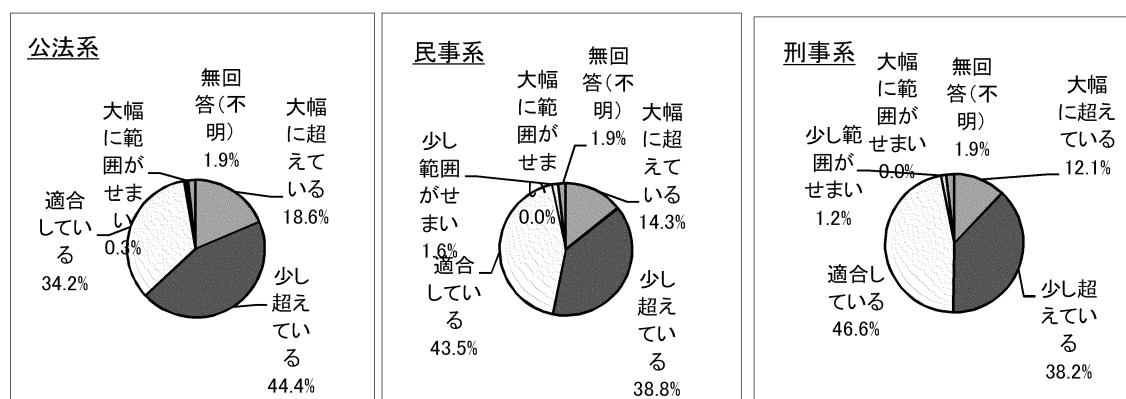


c 問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかについて

	大幅に超えている	少し超えている	適合している	少し範囲がせまい	大幅に範囲がせまい	無回答（不明）
公法系	60	143	110	2	1	6

	大幅に超えている	少し超えている	適合している	少し範囲がせまい	大幅に範囲がせまい	無回答（不明）
民事系	46	125	140	5	0	6

	大幅に超えている	少し超えている	適合している	少し範囲がせまい	大幅に範囲がせまい	無回答（不明）
刑事系	39	123	150	4	0	6

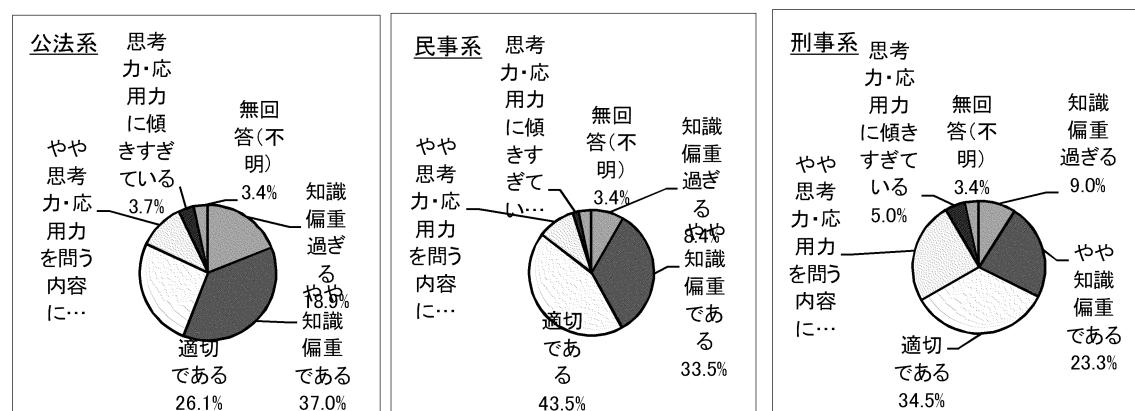


d 出題の意図と解答者に要求される知識及び思考力・応用力との関係について

	知識偏重過ぎる	やや知識偏重である	適切である	やや思考力・応用力を問う内容になっていない	思考力・応用力に傾きすぎている	無回答（不明）
公法系	61	119	84	35	12	11

	知識偏重過ぎる	やや知識偏重である	適切である	やや思考力・応用力を問う内容になっていない	思考力・応用力に傾きすぎている	無回答（不明）
民事系	27	108	140	31	5	11

	知識偏重過ぎる	やや知識偏重である	適切である	やや思考力・応用力を問う内容になっていない	思考力・応用力に傾きすぎている	無回答（不明）
刑事系	29	75	111	80	16	11

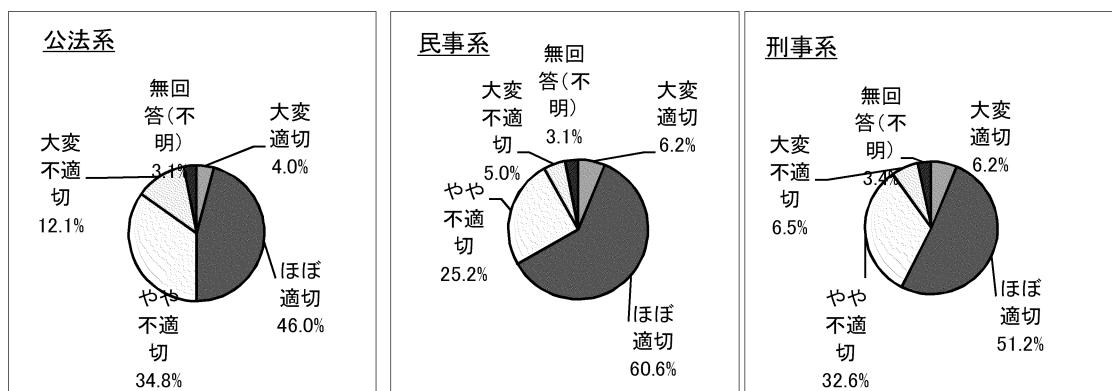


e 法科大学院の教育を経た試験として適切かについて

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答（不明）
公法系	13	148	112	39	10

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答（不明）
民事系	20	195	81	16	10

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答（不明）
刑事系	20	165	105	21	11



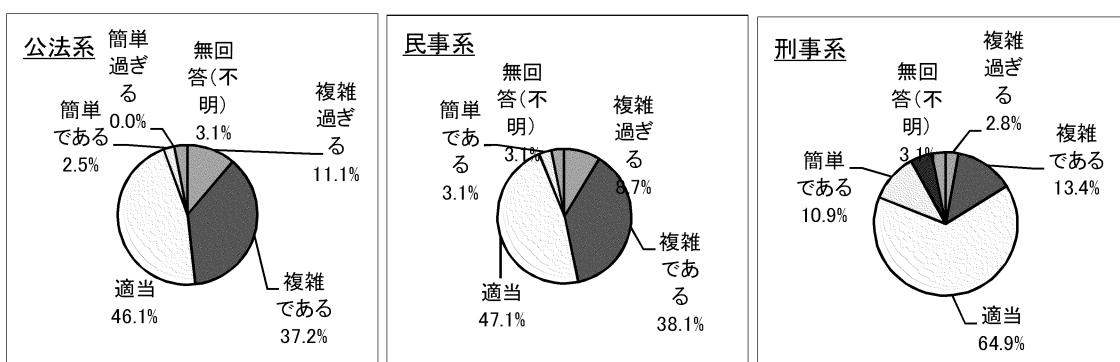
(3) 論文式試験（必須科目）についてのご意見（該当する欄一つに○を記入してください）

a 問題文の設定について

	複雑過ぎる	複雑である	適當	簡単である	簡単過ぎる	無回答（不明）
公法系	36	120	149	8	0	10

	複雑過ぎる	複雑である	適當	簡単である	簡単過ぎる	無回答（不明）
民事系	28	123	152	10	0	10

	複雑過ぎる	複雑である	適當	簡単である	簡単過ぎる	無回答（不明）
刑事系	9	43	209	35	16	10

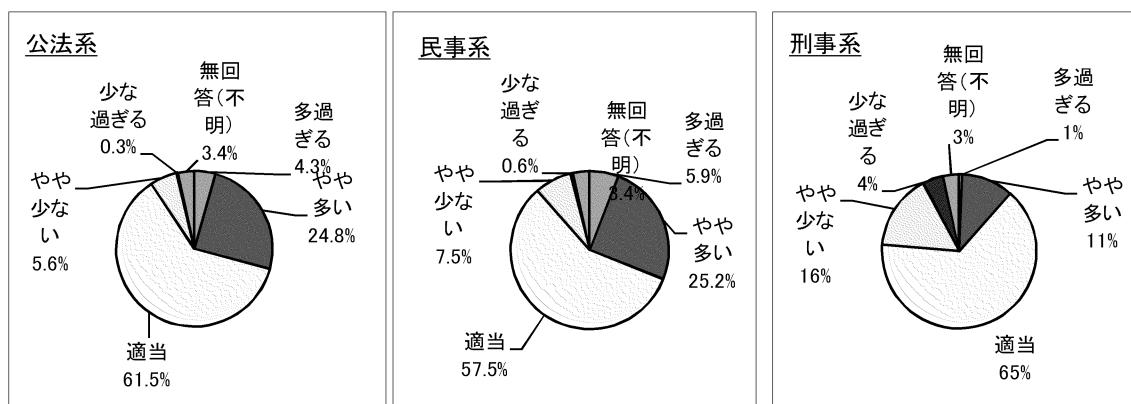


b 論点

	多過ぎる	やや多い	適當	やや少ない	少な過ぎる	無回答（不明）
公法系	14	80	198	18	1	11

	多過ぎる	やや多い	適當	やや少ない	少な過ぎる	無回答（不明）
民事系	19	81	185	24	2	11

	多過ぎる	やや多い	適當	やや少ない	少な過ぎる	無回答（不明）
刑事系	2	35	209	51	14	11

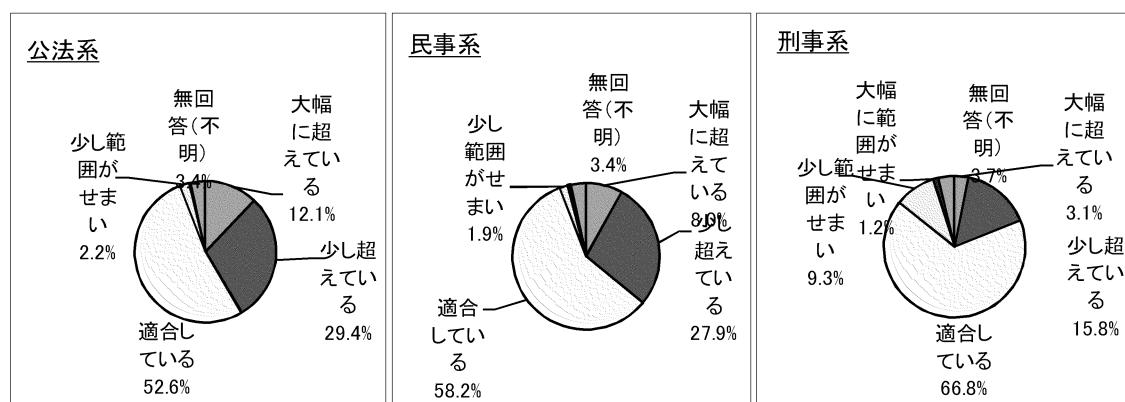


c 問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかについて

	大幅に超えている	少し超えている	適合している	少し範囲がせまい	大幅に範囲がせまい	無回答（不明）
公法系	39	95	170	7	1	11

	大幅に超えている	少し超えている	適合している	少し範囲がせまい	大幅に範囲がせまい	無回答（不明）
民事系	26	90	188	6	2	11

	大幅に超えている	少し超えている	適合している	少し範囲がせまい	大幅に範囲がせまい	無回答（不明）
刑事系	10	51	215	30	4	12

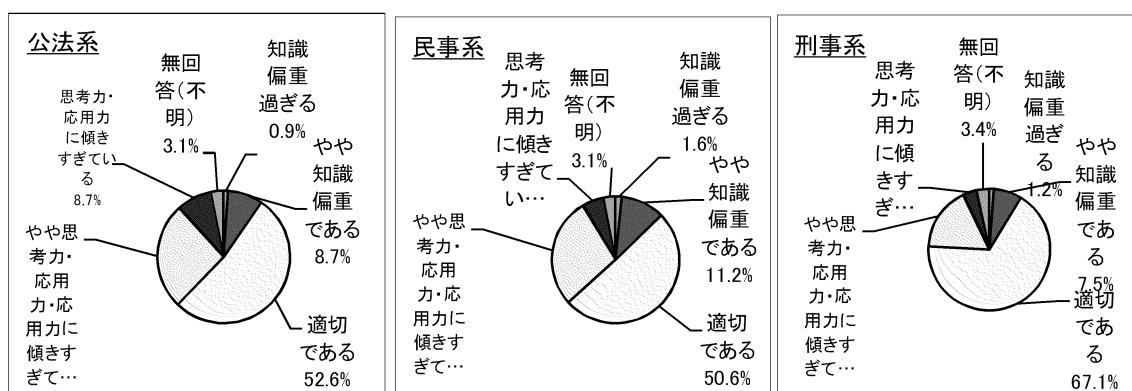


d 出題の意図と解答者に要求される知識及び思考力・応用力との関係について

	知識偏重過ぎる	やや知識偏重である	適切である	やや思考力・応用力・応用力に傾きすぎ	思考力・応用力に傾きすぎている	無回答（不明）
公法系	3	28	170	84	28	10

	知識偏重過ぎる	やや知識偏重である	適切である	やや思考力・応用力・応用力に傾きすぎ	思考力・応用力に傾きすぎている	無回答（不明）
民事系	5	36	163	90	18	10

	知識偏重過ぎる	やや知識偏重である	適切である	やや思考力・応用力・応用力に傾きすぎ	思考力・応用力に傾きすぎている	無回答（不明）
刑事系	4	24	216	55	12	11

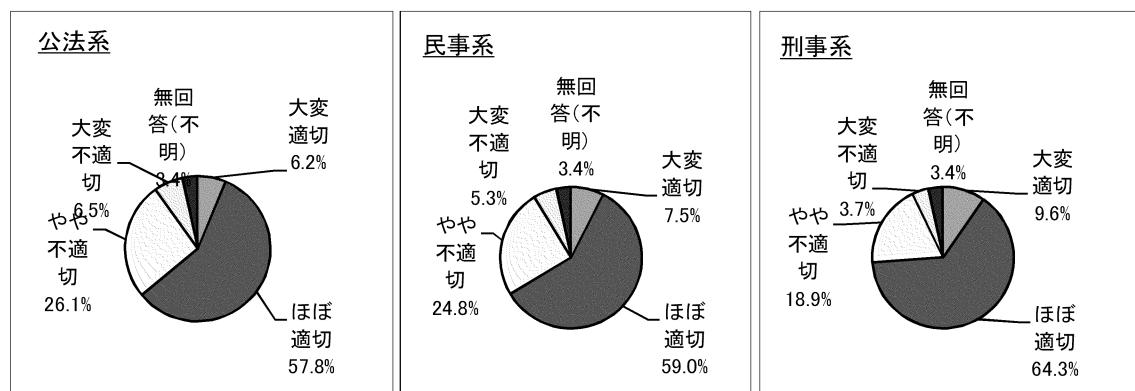


e 法科大学院の教育を経た試験として適切かについて

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答（不明）
公法系	20	186	84	21	11

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答（不明）
民事系	24	190	80	17	11

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答（不明）
刑事系	31	207	61	12	11

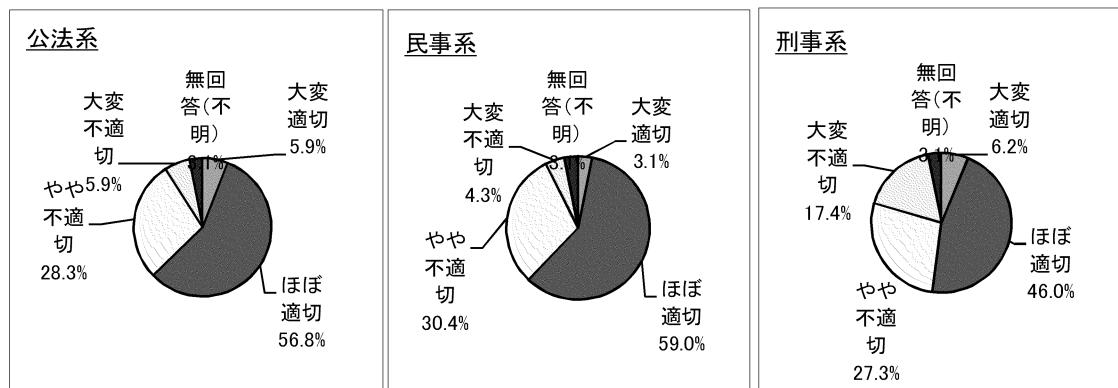


f 出題形式が適切かについて

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答（不明）
公法系	19	183	91	19	10

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答（不明）
民事系	10	190	98	14	10

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答（不明）
刑事系	20	148	88	56	10



(4) 論文式試験（選択科目）についてご意見があれば、お書きください。

【倒産法】

- ・プレや一回目の試験と傾向が違いすぎる。（既1）
- ・どのような形式で回答すればよいか、どの程度の内容まで回答することを求められているのかがわかりにくいものがあった。（既1）
- ・論点を広く聞いており、また新法で明文化された点も問うなどよくできた問題。しかし再生手続はもっと基本的なところを聞いてもよかったです。（既1）
- ・出題内容が偏り過ぎている。（既1）
- ・既修者と未修者の差ができるだけつかないような内容となっていたものと思われ、評価できると考える。（既1）
- ・判例の少数意見の理解まで問う平成18年のものに比べて、条文のアテハメを問うものが多く、書きやすかった。（既1）
- ・教育内容と問題内容が乖離していたと思う。勉強して損したと思った。（既1）
- ・サンプル・プレ・去年の本試験と比較して難しすぎるし、問題の形式面にも問題があつたように思われる（裏のページにも問題があることに気づかなかつた）。（既1）
- ・選択科目{倒産処理法}の出題形式が、新司法試験として一番納得できた。（未）
- ・マニアックな論点で点が取りづら過ぎる。他の科目とのバランスを考えてほしい！（未）
- ・支払免責、小規模個人再生といった実務上重要であるが、あまり授業では取り上げない分野からの出題があった。この点、実務家登用試験としての司法試験の特質に沿つたもので適切な出題と感じた。（未）
- ・第1問の小問1の問い合わせの内容が分かりづらい。（未）
- ・出題範囲が広すぎ、他科目選択者と比べ、負担が大きいように思った。（未）
- ・問題数が多かった。（未）

- ・今年の問題は実務では重要だが大学の定期試験では出て来にくい盲点（役員の責任査定手続・個人再生手続と破産手続の対比）が出題された。求められる解答のレベルは、典型論点をきちんと押さえておけばさほど高いとは思わないが、盲点を突かれて頭が真っ白になってしまい、実力を出せなかつた受験生もいただろう。昨年は典型論点を典型的に聞く問題だったので、余計に混乱があつたと思う。エクスターでクレサラ事務所に行っていた受験生は楽勝だったようだ。（未）
- ・倒産法を選択したのですが、解答時間3時間に比して出題内容が多すぎると感じた。問題としては考えさせられるようなものも含まれていたが、あれでは中途半端な解答しかできないと思う。（未）
- ・時間内に仕上げることが難しく感じられたが、問題文・資料・条文を紐解きながら、その場で対応可能な内容になっていた点は、他の科目と軌を一にしていましたと感じられた。
- ・奇をてらった感があり、他の選択科目との関係においても不適切であったと感じる。（未）
- ・主要論点を敢えて外してきた出題で奇をてらいすぎていると感じた。2006年度のような問題が望ましい。（既1）
- ・倒産法は条文がひけるか・知識があるかを問うものであり論点的なことはあまり聞かれなかった。しかし短答がないことを考えれば、適切かもしれない。（未）
- ・ややマニアック。倒産法についての理解度、取り組み方を問う問題であったとはあまり思えない。ややもすれば、テクニックだけでそれなりの点数が取れてしまう可能性を感じた。（未）
- ・非常に難易度の高い問題だと感じた。他の科目との兼ね合いも含め、いかに効率よく勉強すべきかを考えなければならないと思った。（既1）
- ・倒産法の第2問はかなり知識偏重だったように思う。（既1）
- ・昨年度は、第1問で基本的知識・理解を問い合わせ、第2問で応用力を問うものであったのに對し、今年度は第1問・第2問ともに基本的知識・理解を問う内容であり、応用的といえる問題は特に見当たらないように思う。（既2）
- ・昨年度は、第1問が双方未履行双務契約のうち賃貸借契約の処理、第2問が否認権に関する問題と、いずれもメジャーな分野からの出題であったのに対し、今年度は、役員責任査定決定、個人再生手続、免責といった手薄になりがちな分野からの出題が見られた（もっとも、実務的には重要な分野でしょうから、徒に細かい知識を問うているわけではないと受け止めている）。（既2）
- ・昨年度は、第2問において著名な最高裁判例の理解を真正面から問う出題がされたのに對し、今年度は、そのような出題が影を潜めた。（既2）
- ・昨年度は、第1問・第2問ともに破産法・民事再生法の両方につきほぼ均等に問う出題がされたのに対し、今年度は、第2問において個人再生手続が問われたほかは破産法からの出題だった。（既2）
- ・今年度は、重要判例の深い理解を問わない代わりに、倒産法全体についてひととおりの基本的知識・理解を身につけているかどうかを問うそのような傾向であったよう思う。
出題形式は昨年度のようなものに限らない、倒産法全体のどこからでも出題するから広く
- ・授業や自習において殆ど触れられない点ばかりが出題され、面食らった。（未）
- ・理論的な問題が殆ど出ずびっくりした。
- ・小問の多さに驚いた。出ることはないとと思っていた論点からの出題が含まれており、ガックリきた。→自分が悪いのだが。（未）

【租税法】

- ・問題文に条文が指定されていることに違和感があった。（既2）
- ・設問に、解答に際しての条件を付けすぎていて、かえって、結局何が聞きたいのか分かりにくくなっている（条件の付け方が下手で、どこまで答えるべきか悩む）。（既1）
- ・もう少し、事案から考えさせるという要素があつてもいいのでは。（既1）
- ・試験時間3時間から考えてもう少し、長い事案でもよかつたと思う。また、小問について、あらかじめ問題となる条文を示しておく必要まではないと思う。（未）
- ・基礎と応用をバランスよく問う良問だった。（既2）

- ・適切な出題だった。(未)
- ・去年と傾向が異なっていたので勉強しにくい。(未)

【経済法】

- ・やや量が多い。覚えてきた知識を吐き出すだけになりがちである。(既1)
- ・少し設問の数が多すぎるし、内容もアカデミックであり、実務家登用試験としては不適切かもしれない。(既1)
- ・非常に実務を意識した出題が見受けられ良かったと思います。ただ聞いていることがあまりに基本的過ぎるところが多いと思う。(未)
- ・小問が多く、時間不足に感じた。(未)
- ・昨年度の問題と比べると、色々な論点を書くと言うより、一つの論点についてじっくり考えさせる問題だったと思うので、問題としては適切だったと思う。(未)
- ・論点の分量が多かったと考える。(既1)
- ・課徴金の具体的金額を計算させる問題があったが、他の選択科目と比べて簡単すぎるのではないかという気がした。(既1)
- ・4単位の授業で解ける法科大学院の授業と合致したもので良かった。(既1)
- ・問題の所在を捉え切れなかった。量が多く、3時間でまとめるのが厳しかった。(未)
- ・問題の数が多くて処理できなかった。(未)
- ・特に問題が無かったと思う。(既2)

【知的財産法】

- ・きいている内容は基本的だが、やや時間が足りないように感じた。(既1)
- ・事実に基づいて考えさせるような問題の概観であるが、実質は論点を聞いているのみのように思えた。(既1)
- ・特許法は民法の論点（消滅時効）が主要論点の一つとなっており、このことは評価できるが、論点が多すぎた。また、特許・著作を通じて事実関係が少なく、事実認定がぶれる結果となった点は不適切。(未)
- ・概ね適切であったと思う。(未)
- ・適切。(未)
- ・出題は適切だった。(未)
- ・昨年より、難易度は低下していたが、むしろ適切な難易度になっていたと思う。(未)
- ・適切である。問題数、分量、時間のバランスが取れていた。しっかり勉強しておけば、必ずできる問題であった。この傾向で良いと思う。(未)
- ・解答用紙の枚数に比べて書くべき論点が多すぎる。内容を絞って欲しい。(未)
- ・基礎的な問題で良問だと思った。(未)
- ・問題設定が大雑把であり、必修科目とかなりギャップがある。選択科目についても細かい状況設定をすべきだと思われる。(未)
- ・問題数・分量・時間のバランスが取れていた。しっかり勉強しておけば必ずできる問題であった。この傾向で良いと思う。(未)
- ・去年の問題よりはずっと平易だった。これくらいなら十分に検討してしっかりした理解を示すための攻めの答案が書ける。今後もこういうレベルに設定して貰った方が実力が發揮しやすいと思う。(未)
- ・思考力を試すもので良いと感じる。(既1)
- ・良問だが、難問。他の選択科目との兼ね合いが気になる。(既1)
- ・問題文の中に具体的な事実が少ないか答案用紙の枚数が少ない。いずれかを感じた。(既)
- ・テクニカルでした（著作権法）。(既1)

【労働法】

- ・論点が多かった。出題形式としては労働者側だけではなく、使用者側からどうすべきかを聞いており、新鮮だった。(既2)
- ・比較的書きやすい問題だったが、書くべき分量が多いと思った。(既2)
- ・問1で弁護士の立場での請求を聞き、問2はあなたの見解を述べるものであったが、「あなた」が弁護士としての立場から立論すべきかどうかがよくわからなかった。
- ・論点がかなり多かったように思う。(既1)
- ・基礎的な問題と応用問題が混じっていて考えさせられる問題だった。(既1)

- ・大変適切な内容と考える。（7人）（未）
（大学院の授業の程度を越えず適切。／内容・量ともに適切）
- ・今回の出題は内容的にも難易度も適切だと感じた。良問だったと思う。ただ、やや分量が多く、十分な論述をするには時間が若干足りなかつたという感想も持つた。（既1）
- ・他の試験科目の勉強を配慮した上で、なおかつ基本的理解を問う問題であると思うので、適切であると思う。（既1）
- ・オーソドックスな内容だったと思う。（未）
- ・問題文の割に答案用紙が少なさ過ぎ。（既1）
- ・他の科目（選択科目以外の科目）に比べてやや論点主義の傾向が強く感じた。（既1）
- ・第1問は多数の論点が複雑に絡まっており、事案の解決のためにそれらをどのような順番で同関連付けて論ずるかを試験場で考えさせられた。勉強次第で差がつきそうな良い問題だったと思う。（既1）
- ・基本7科目で手が一杯であり、選択科目に時間が取れなかつた。選択科目の論文式試験も必要なのであろうが、受験生の負担が非常に大きいと一言言っておきたい。
また、私の法科大学院の場合、正規の講義で労働組合法を扱っていない。労働組合法はあまり試験と関係ない分野を扱う補講と自習に委ねられていた。正規の講義で労働法の分野を全てカバーするロースクールとの格差を感じてしまう。（未）
- ・（第1問について）自分の書く訓練が足りないからであると思うが、弁護士の立場からの書き方が難しかつた（原則、基本的なことではあるが、あまり問題とならない点については触れず、大きな問題点について絞って書くかなど……依頼者への回答書と答案とでは多少ニュアンスが異なるのではないかという意識）。（未）
- ・公法・民事・刑事と比較して、クセのないオーソドックスな出題だと感じました。（既1）
- ・書くべきことが多くて答案用紙ギリギリだった。1問1時間半で書くことを想定して、もう少し論点を絞って欲しい。（既2）
- ・昨年に比べ、何を書くかは分かりやすかつた。（既2）
- ・問題文の分量が、特に第1問については前年度より減つて、適当な水準になったと感じた。（既2）
- ・やや論点が多すぎたように思う。時間は足りたが、紙があと1頁欲しかつた。（未）
- ・普通の問題であると感じた。

【環境法】

- ・大塚環境法を読んでいれば十分に対応できる問題であったと思う。（未）
- ・出題内容は適切だと思うが、教授の論文などの法技術と乖離したようなテキストばかりであると思う。ミニマムスタンダードを示すテキストを望む（それは主要科目についても同じである）。（未）
- ・法適用を問うものと法政策を問うものの2問の出題のバランスが取れていてよかつた。（既1）

【国際関係法（公法系）】

- ・行政法の出題は、資料を読むのに時間がかかりすぎ、問題文の意図をきちんと把握できなかつた。（未）
- ・国際公法系の出題範囲がやはり不明確な感じがした。大学院での授業でかならずしも重点的に学習してきたことと、試験で問われる内容とが一致しない。典型的で基本的な論点を問う問題が少ない気がする。（未）

【国際関係法（私法系）】

- ・実力を試すのに適切な良い問題だったと思う。（既1）
- ・科目間のバラツキがあると思うが、国際私法は概ね適切と感じた。（既1）
- ・国際私法は知識も問うているし、もっとも良い問題である。必須科目は現行排除に専心しそぎていて、不当に事実に点がつきすぎる。これでは、法曹の実力が低下していくと思う。（既2）

【公法系に対する意見】

- ・公法はむずかしすぎる。 (既1)
- ・行政法、民法について、問題文が変に誘導（ヒント）を与えようとしており、どこまでを前提にしてよいのか逆にわからない。 (既1)
- ・書くべきことの誘導が多かったように感じたが、誘導をどう理解すべきかの部分で悩んでしまうことが多い、時間も費やしてしまい、問題であると思った。 (既1)
- ・公法系は、特に第二問の事案そのものの理解に時間を要し、時間不足になってしまったという声が多数聞かれる。4時間と言う制約を踏まえた出題をしていただきたい。 (既)
- ・時間が足りなかつた。あの資料文を読み解いて事案をきちんと法的に評価するためには、もっと試験時間が長い方が良いと思った。 (既1)
- ・第2問では、誘導が多すぎるのでないか、という感じを受けた。 (既2)
- ・行政法は、悪「文」であった。出題意図は分かるが、論点を一見してわかりにくくよう潜ませる手法についてはもう一度十分な検討が必要と思われる（作問のセンスの問題ともいえるが。なお出題内容に問題は感じておらず、専ら「限られた時間内で人に読ませる文章か」を問題視）。 (未)

【刑事系に対する意見】

- ・刑事第1問の出題形式が大変不適切。小間だけに解答した受験生が多くいた。「問い合わせまとめて書くべき。内容以前に形式で誤解して罪責について●●●損をするのはおかしいと思う。 (既2)
- ・刑事系刑法の「小問」という語句を使わないで欲しい。 (既1)
- ・論文刑事系第一問目で、問題文を読み飛ばし、罪責を全部答えるのではなく、小問1と2に掲げられている論点・争点のみを回答してしまったという人が相当数いるとの噂を聞いた。問題文をよく読めということを痛感した。彼らが、どのように救済されるのか、またされないのか気になる。 (未)
- ・刑法第1問の出題形式（甲、乙の罪責を論ぜよ、ただし小問1、2には必ず触れるここという指示方法）は、無用の誤解、混乱を招く不適切なものであるように思われた。刑法第2問は通常の小問形式であるのに、第1問だけこのような特殊な問いか方をしていることや、本番の緊張、混乱した心理状況を考え合わせると、このような指示方法によって混乱した受験生は多かつたのではないか。 (未)
- ・刑事系第1問で示された「小問」の用語にはかなり戸惑った。他の科目ではすべて「設問」として統一され、これに解答すればよいことになっていたので、「小問」との違いをしっかりと見出さなくてはならないと思ったが、試験中にその相違を見出すことができなかった。 (未)
- ・刑法の論文式の出題形式が、他の科目と違い間違った解答の仕方をした受験生が多かつたと思う。他の科目すべて、去年同様、今回も事例の後に設問がある形式をとっていた。刑法もそれに習っているものと、受験生が思ってしまったことが原因。受験生が、問題冒頭の柱書きを読み落として、解答してしまったのは、注意不足といえばそれまでだが、せめて出題形式は統一し、問は一箇所にまとめてほしい。最終日の最後の科目で問が書いてある場所を2箇所に分けてくるなんて不意打ちだと感じた。 (不明)
- ・刑事系の論文第一問では、小問1・2が大問の一部だということが、少しおかしくなかった。 (未)

- ・事案の説明の「後」に、小問1、小問2と書いておきながら、事案の説明「前」において、「甲乙の罪責を述べよ、なお小問1と小問2については、必ず触れること」とする問の記載の仕方は、あまりに不注意をあえて誘発させる記載の仕方である。試験であれば、小問1、小問2とあればそれが問題であると考えるのが通常である（不注意はあるにせよ）。特に問題文と小問が離れて書かれていて、一般に小問のみについて答える受験生が多いと思われる。注意力も試験には必要かもしれないが、不自然な問の出し方をしているように思われ、またこの最初の「甲乙の罪責を述べよ。なお、云々」を読み飛ばすというミスが及ぼす影響が大きすぎる（すなわち甲乙の罪責に触れないで回答してしまうことになる）。これは法律の力以外の注意力という側面を試すものといえるかもしれないが、それでもそのミスの影響が大きいことは問題である。注意力を試すにしても、少々度が過ぎており、なおかつ若干不自然な問い合わせといえるので、（出題者はそのようなつもりはないかもしれないが、“ひっかけ”であるように見える）。今後は、より法律の力を見るために適した問い合わせをすべきであり、注意力を試すにしても、問い合わせを自然にすべきであるし、解答内容に及ぼす影響ももう少し小さくなる方法において試すべきであると感じた。（未）
- ・論文・刑事系の出題形式はよくないと思う。問題文の最後に「小問」がついているおり、小間にしか答えない（本来は甲乙の罪責を全て答えなければならないのに）、というミスを誘発するように問題が作られている。たしかに、問題の冒頭には、甲乙の罪責を検討するように、と書かれており、そこを読み落としてしまった方にも問題はあると思うが、新司法試験は法科大学院での勉強の成果を発表する場のはずであり、それ以前の試験の技術的な点で間口を狭めるのは、新制度の理念に反すると思う。受験生を落とし穴にはめるような問題文の作り方は改めるべきだと思う。（既1）
- ・刑事系論文式の第一問の問い合わせ方が非常に理解しにくかった。つまり、甲と乙の罪責を問うているのか、小問1・2についてのみ回答すればよいのか、現場で混乱してしまい、10分以上もタイムロスをしてしまった。小問1・2だけでも独立の問題に見えるので、あのような問い合わせは不適切なのではないかと思った。たとえば、小問1・2とするのではなく、ポイント1・2とすればこのような混乱は容易に回避できるのに、なぜ小問と称したか、理解できないところである。（既2）
- ・刑法の出題形式が極めて不適切。小問1・2とあればそれだけに答えるのが通常で、非常に紛らわしい。注意1・2などと表記すべき。刑法で小間にだけ答え、小問で聞かれていらない罪責について論じない人が自分を含めて多数いた。自分の注意不足は否めないが、多くの人がこのような誤解をしてしまうような出題をすること自体にも大いに問題があると考える。
また共犯からの離脱の問題で判例が載せられているが、これを「踏まえ」とは具体的にどうするのか—判例を前提とするのかそれとも批判的に検討しても良いのか—不明確な
- ・刑事系1問目、問題文と小問が離れて書かれていたので小間にしか答えなかつた人がいる。出題の仕方として（最終日であるし）どうかと思う。（既2）
- ・刑事系第1問、小問1、小問2というヒントの出し方は受験生を惑わせる。Xの罪責についてと書くべきかどうか迷った。（既2）
- ・論文の刑事系第1問の設問の聞き方は大変不適切だったと思う。（未）
- ・問題文が受験生の混乱を誘う形式であると思う。小問1・2の他に、甲・乙の罪責を問うなら問題文の柱書と小問を近くに書くべきだと思う。（未）
- ・供述の信用性判断の出題をしてもいいのではないかと考える。（未）
- ・設問が比較的簡単であるため、法的知識・応用力・理解力ではなく、答案構成能力、表現力によって差のつく試験になっている。特に、今回の刑事系には問題があるように思われる。（未）
- ・刑法2問目は特に良かった。判例を示されると単純な知識の有無では差がつかず、暗記偏重になり難いと思う。（未）
- ・法科大学院の期末試験並みの問題であり、これでは論点を網羅した既修者が教授の評価でAを取り、未修者がCをとる構造と変わらない。すなわち、同じような評価の差が新司法試験でも現れることが確実。（未）
- ・第2問（刑訴）では出題範囲を絞り込んだ印象を受けた。第2問に関しては、昨年度の問題の方が幅広い範囲で回答する設問となっており、バランスは取れていたように感じた。（既2）

【民事系に対する意見】

- ・(大々問について)これが法科大学院での学習で求められていることなのかと悲しくなった。真面目に勉強した人間がむなしくなるように感じた。(未)
- ・民訴は取つてつけたような設問だと感じた。(未)
- ・民事系1問目(商法)の回答時間が短いこと、専門科目の解答用紙が少ないとなどが挙げられるものの、論文式にあっては、応用力を試す問題であり、長時間でありながら十分に力を発揮することが出来たと思う。(未)
- ・論点主義に陥りにくい、現場思考が試されるような問題(民事系第2問設問1など)はよかったです。(未)
- ・大大問の民訴は一見して出題意図が良く分からない。(既1)
- ・「判例・有力説云々」の箇所は特定の説を勉強していない受験生には気付きにくく、無駄に受験生を悩ませたように思う。書くべきことを限定するために誘導をするのであればよりわかりやすくするか、逆にもっと自由に書かせた方が受験生の実力が発揮されるように思う。(既1)
- ・昨年と出題方式が異なっており、要件事実論をどのくらい書くべきかに悩んだ。(既)
- ・民事系・刑事系は、昨年度に比べ論点が減り、「本当にこれだけ論ずれば十分なのか?まだ他にあるのではないか?」と不安になってしまい、なかなか書き出せなかつた(私は昨年度受験していないが、試験勉強の過程で検討した印象と比較しての話である)。論点主義を良しとしない出題者の意図は分かるが、あまりに絞られすぎても却つて不安になる。(既1)
- ・昨年度と比べてだいぶ出題方針が変わったと見受けられるので、試験委員の先生方は、いったいどのような論じ方をした答案に高評価をつけ、どのような論じ方をした答案に低評価を与えたのか、是非明らかにしていただきたい。(既1)
- ・民法は長文であったが無用な空中戦を避けるためのもので好印象。
民訴法はかなり丹念に練られており良問だった。また民事系は得点配分で去年度のような複雑さがなく時間配分もスムーズにできた。今後もこの傾向を維持してほしい。おしなべて今回は冗長な添付資料がなく、形式面では不服はない。(未)
- ・問題文(特に民事系)の意味が良くわからなかった。設問で聞いている時点はいつなのか、設問ごとに時間差があるならばつきりさせて欲しいし、誘導と思われる会話も、どこまで書くべきかはつきりしない印象。(既1)
- ・第2問で言い分方式の設問があったが、昨年度より、法科大学院での講義カリキュラム(『民事訴訟実務基礎』またはそれに類似したコース名の講義)の内容に近づいた印象を受けた。
- ・民事系の第2問設問1の配点は大きすぎる。ここで失敗すると不合格が確定する。

【科目間の難易度により有利不利がある】

- ・選択科目によって、試験問題の分量がかなり異なるように見受けられる。
選択科目間での公平性は担保されているか、疑問に感じた。(既1)
- ・科目ごとに難易の差が出ている。(既1)
- ・科目ごとに難易度がかたよっているのではないか。選択科目は基本的理解を問う問題におさめるべきと思う。(未)
- ・科目ごとの難易度の差がありすぎるようだ。基本的な論点が出て良問だった科目もあれば、論点すら出てこない科目もある。標準偏差をとっても意味があるのか疑問。
- ・8つある選択科目間で不公平がまったくないのか否かが疑問であり不安である。(未)
- ・他の科目についても目を通してみたが、科目ごとの難易度(量・質)にバラツキがありすぎる。(既1)
- ・各科目間の難易度調整は行われるのか、行われるとすればいかなる方法によるのか疑問に思った。(未)
- ・他の選択科目を受験した人の不平等感がある。なくして欲しい。(未)

【基本的な問題、良問、適切】

- ・論点自体はオーソドックスであるが、論述の仕方、論点の並べ方、思考の順序を問われているような気がした。(既2)
- ・基本判例であり、良い問題だと思いました。(未)

- ・出題に工夫のあとが見られ、昨年の問題と比較すればより適切な出題に近付いたといえる。ただし、本年度の問題単体で見たときには、設定されたレベルが高いと思う。
- ・（選択科目不明）基本的なことを素直に問う問題で適切であったと思う。（未）

【答案用紙の枚数について】

- ・解答用紙のページ数を増やしてほしい。（既1）
- ・答案用紙が不足がち。（既2）
- ・解答用紙が1問あたり4枚は少ないと考える。時間の割合からして6枚が適当といえる。（既1）
- ・解答用紙が少ない。3時間で8枚というのは、民事系第一問（2時間で8枚）、公法系（4時間で16枚）などと比較してもおかしい。（既1）
- ・問題に対し、解答用紙の枚数がやや不足であったと思う。（未）
- ・解答用紙が多すぎるのではないか。（未）
- ・紙の枚数は少ないのであるから、もう少しじっくり考えさせても良い。もしくは枚数を時間に合わせて、6枚・6枚にする等。（未）

【時間不足（時間に比して書く量が多い）】

- ・要求されている内容に対して回答時間が短いと感じる。（既1）
- ・書くことが多すぎ、時間及び紙幅が足りないと思った。（未）
- ・時間が足りない。（未）

【出題意図についての意見】

- ・問い合わせの指示が細かくなされているが、読み方によってはいくつかの解答パターンがあるようになっている。⇒いずれか一つを選択せざるを得ないが、それが出題者の意図に沿っていないかった場合、それだけで合否を左右するとすれば、「バクチ」である（昨年の行政法で「確定」の文言が問題文にあったため、第三者効のある手段を選択せよとのメッセージと受けとめた結果、極めて悪い評価だった。）。指示はあってよいが、「バクチ」化しないように明確な言葉を選んでいただきたい。（既2）
- ・とにかく未修者コースの人を受からせようという意図が見え見えでした。論文試験なのに関連判例を添付するということが理解できない。（既1）
- ・会話形式は親切心のつもりだと思うが、逆に混乱してしまった。（既1）
- ・広く浅い知識を聞いていて適切だった。現場思考を試す問題で適切だった。（既1）
- ・はっきり言って、誘導がいらない。混乱する。ヒントなのか、規制なのか、よくわからない。（既1）
- ・出題意図が分かり難いところがあった。（未）
- ・全体的に、未修者の受ける試験を意識したものであると感じた。（未）

【論文試験全般】

- ・問題の難易度等適切な問題だったと思うが、やや論点主義的か。（既2）
- ・全体的に、予想より論点は少なかったように感じた。また、設問内での誘導もかなりはっきり行われており、未習者に配慮された問題であるという印象を受けた。（既2）
- ・論文において法律論の配点が低すぎる。（既2）
- ・時間に比して要求される量が多かったと思う。（既1）
- ・適切な出題だった。（未）
- ・基本的問題への取り組みであり、その分、未修・既習という枠組みなく回答することができる内容であったと思慮する。（未）
- ・全体に時間が短いので、論文の構造を考える余裕がない。「よい論文」というよりも、短時間でサッとまとめた論文を求めているのかもしれないが、あまり好ましいこととは思えない。（未）
- ・論文式試験に関しては、授業の予習・復習を3年間しっかりこなしていれば十分に対応可能な問題であると感じた。（未）
- ・基本的な問題だったので皆できたのでは。（未）
- ・基本的な知識と条文を扱えるかを問うている問題で難易度的にも適切であったと思う。
- ・こんな所は出ないだろうという所が出たので面食らった。（未）
- ・量が多い。（未）

- ・書き写し中心に傾きすぎと思った。それが狙いなのかもしれないが。（未）
- ・難しい問題だった。（未）
- ・書き写しで何がわかるのか。（未）
- ・第1回に比べ易しくなった。（既1）
- ・昨年度に比べ、出題形式、難易度がけっこう変わっていたので、未修者を意識して変更したのかなあと感じました（今年より昨年はとても難しかったと思います。今年も易しくはなかつたですが…）。（既1）
- ・出題形式のわかりにくさで無駄な混乱ばかりを生じさせる試験であったように感じた。素直に学力を試すべきであるのに理解に苦しむ。（未）

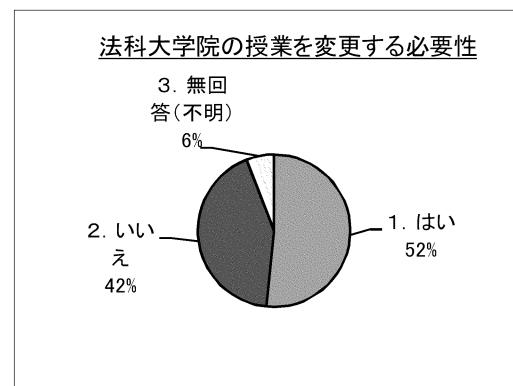
【その他】

- ・あんな感じでいいのでは？（既1）
- ・傾向が昨年とかなり変わって驚いた。来年はどうなるのか不安。（既1）
- ・正直まともに勉強できない（1回目の受験者にとって）。難度はその辺りも踏まえていいのか、適切であると感じた。しかし、これ以上あがると厳しいと思う。（未）
- ・選択科目の配点が、民法の論文式と同じ100点という配点は多すぎると思う。逆にいえば、民法の配点が少なすぎる。（未）
- ・正直に言えば、選択科目まで手が回らず、準備不足のまま受験もせざるを得なかった。（未）
- ・公法・民事・刑事系の論文試験とは問題のページ数も形式も全く異なるので、何が求められているのかがいまいち分からず戸惑う。（未）
- ・試験対策としてどのような勉強をするのが良いのか、わからなくなりました（少なくとも自分がやった方法はあまり役に立たなかつたのではないかと思います。）。どのような答案でどの位の評価がなされるのかをよく検討して帰納的に対策を考える必要があると思います。（未）
- ・論点てんこ盛りでは未修者は太刀打ちできないが、かといって今回のように平易であれば高得点の争いになり、少しでも論点落ち、事実の評価落ちがあれば勝てない。（未）
- ・予備校等の資料を見る限り、法科大学院での授業の方がずっと今回の試験に合っていたと考える。（未）
- ・科目によって、小問ごとの配点を記載しているものとしているものがあるので、統一して欲しい。（未）
- ・論文試験の最初が選択科目というのはやりづらい。（未）
- ・指導教官からは「簡単だ」というコメントがあったが、現場では深読みしすぎて混乱した。多少難易度は上がっても良いので、シンプルな設問の仕方にしたい。（未）
- ・もう少し配点を増やしても良いと思う。（未）
- ・ロースクール間の充実度に差がある（2単位から20単位台まで）ため、日弁連などで希望者に研修をしたり、ロースクール間で科目履修生を採用したり、その差を解消する手段をとっていただきたい。（未）
- ・選択科目以外の科目の短答、論文の勉強で精一杯で、選択科目まで勉強する時間はとてもとれない。大学院でも6単位程度しか学習しない科目を試験科目にする必要はないのではないか。（未）
- ・設問の誘導がむしろ解答をしづらくなっている。（既1）
- ・公法系、民事系、刑事系の3分野に分かれているといつても、結局設問は各科目に分かれています、7教科分のテストをやっていると感じた。だとしたら、はじめから7科目にして欲しいと思った。（既1）
- ・問題より、採点基準がわからない。少なくとも、合格発表後は、具体的な採点過程や採点基準を司法試験委員は明確にすべきでは無いかと思われる。（既1）
- ・問題が何を聞いていてるかわからにくかった。（既1）
- ・問題集等がまだ充実していないので、対策しにくい。（既1）
- ・来年以降が不安。（既2）
- ・書いていて楽しかった。（未）
- ・（答案に）読めない字が多い等と先生方は言うが、問題のせいだと思う。（未）
- ・採点基準を明確にして欲しい。（未）

(5) 法科大学院の授業との関連

A 今回の試験を踏まえて法科大学院の授業のあり方を変更する必要があると感じ

1. はい	2. いいえ	3. 無回答 (不明)
166	137	19



B 1の場合、どのような変更が必要とお考えですか。具体的にお聞かせください。

【公法系授業に対する意見】

- ・憲法分野については、他の科目に比して具体的な事例検討、問題分析をする訓練が少ないので、そういう授業を増やすべき。（既1）
- ・公法系、とくに憲法の授業は多数の判例を完全に理解させる必要があると考えられる。そうでなければ択一の公法系科目で足切りされると思う。（既1）

【民事系授業に対する意見】

- ・民事系は、試験を意識した授業にする必要がある。自分が受講したときは、教員が試験問題を読んでいるとは思えない授業だった。（既1）
- ・私たちが受講した民事法総合4では、各個人に対して課題の提出を義務付けるという方法をとっていないが、今後はとるべき。（既1）
- ・民事系については、特定の説を知らないと瑕疵担保を展開できず（書いて否定した人も多い），書くことが必須と考えられているならば民法知識の強化は必須である。（未）

【刑事系授業に対する意見】

- ・刑事事実認定の授業が必要。（既2）
- ・判例の事実を挙げた上で判決文を書けるような実務的な練習を強化すべきである。特に刑事系の事実認定の強化の必要がある。（既2）

【試験対策（答案練習・課題を減らす・自習時間の確保）が必要】

- ・答案を書く練習がもっと必要。（既2）
- ・答案を書く機会がもっと必要であると思った。（既2）
- ・答案の書き方の指導を増やした方が良いと思う。（未）
- ・書く練習、すなわちアウトプットが必要。（未）
- ・起案添削の機会を増やすべき。今の授業カリキュラムでは試験や修習に必要な事務処理能力を養うことは難しい。（既1）
- ・予備校作成のものとは異なる問題につき、答案に基本的知識を表現する訓練（いわゆる答案練習）を数多く行い、現場思考力を高め教授の添削により表現力をも高める必要がある。（既1）
- ・まず書く機会が少なすぎる。また、授業でやっていることの大半は、頭に残らない、もし残る場合は残す必要のない内容なので、もう少し頭に入れるための視点のようなものや判例の●●●・●●●がどこなのかをやるべき。（既1）
- ・書く訓練を積む機会が少ない。書かせた上、これを添削する機会が必要。さもなければ、どのように書けば法学のプロフェッショナル（学者・実務家）がどのように受け取るか分からない。（既1）

- ・答案を書く機会が少ない。（既1）
- ・新試験は択一と論文の日程が同一期日なので勉強の時間配分が難しかった。もう少し択一用の知識をつける勉強を事前にしておいた方がいいと言っておいてほしかった。先生方は、択一の勉強は早くからやらないでいいとおっしゃっていた方が多かった。（既1）
- ・択一の対策を少しでもするか、せめて、択一の勉強をしなさいという指示・勉強法についてのアドバイスをした方がよいと思う（〇〇先生の刑訴ゼミでやったようなもの）。予備校も利用していない未修者にとって択一は予想以上に大変だった。（未）
- ・択一（短答）対策を法科大学院でやらなければ、自習では試験に間に合わない。（未）
- ・短答試験が重要視されるべき。（既1）
- ・択一の対策をもっと呼びかけるべき。完全に学生まかせ。言い分形式のものにもっと慣れさせるべき。（未）
- ・短答対策を少し増やしても良い。ただし、個人でできることなので適當な範囲で。（未）
- ・短答偏重に変更すべき。（未）
- ・短答式試験の対策を、法科大学院修了後に個別に対策を立てざるを得ないので、短答式試験を踏まえた授業構成に配慮する必要があるのではないか。論文式試験における思考力・応用力については申し分ない授業内容であったと思う。（既1）
- ・法科大学院の授業だけでは、短答式試験には対応できないので、何らかの補強が必要である。また、試験科目以外の科目に時間を費やすという点で、既修、未修の差は拡大するばかりである。ロースクールの理念を追求して試験科目以外の科目にも労力を注いだ学校と、必修ないしそれに類似した課目を分散させカリキュラムに組み込んだ学校との差が著しいと思われる。何らかの措置をとるべきである。（未）
- ・論文式については変更不要。短答については何らかの手を打つ必要がある。例えば、演習の機会を増やす等。（既2）
- ・論文については、法科大学院においても試験問題のような問題の答案作成、検討が必要である。試験対策に特化してはならないが、法科大学院は法曹養成機関であり、新司法試験がその成果を試す試験である以上、短答・論文ともにどのような教育をすれば新司法試験のような問題に対応できるのかという観点から、逆算的な視点も必要であり、そのためには実践的な訓練が必要だからである。理念は必要であるが、その到達点が新司法試験なのであり、それに「対応」できる能力をつけるための対策をとることは決して法科大学院の理念と矛盾するものではなく、それは共存すべきである。（未）
- ・短答式試験については自分で学習するとしても、論文式試験に関する知識・テクニックをもっと授業で教える必要がある。（既2）
- ・試験用の勉強も必要です。（未）
- ・本試験を想定した演習が必要である。（未）
- ・手続き等を問うのであれば、その辺りも軽く流さないで授業でもっと取り上げるべき。（未）
- ・本番の試験と対応する授業をしないと、意味がないと思う。つまり条文の逐条解説を読ませ民法、会社法など条文数の多い法律については授業で解説講義をする等の対応が必要となると思う。法律家に必要なのは基礎的な条文判例の知識であることは言うまでもない。そのためそれを欠いた人間に資格を付与することはないという採用側の姿勢であれば、それを去年のヒアリング等で示すべきであったと思う。少なくとも3年間で7科目の条文をほぼ理解し、使いこなせる様なレベルに達することは困難であり、それが出来る未修は、天才に近いと思う。（未）
- ・論述試験対策としては授業で十分と思われる。
- ・択一試験は事実上の放任に近かったが、性質上授業での対処は困難。
むしろどこまで取り組む必要があるのかを明確にすることが重要か（たとえば国会法公選法や地自法公法、執行保全法、会社法規則、少年法や刑事施設法あたりが受験生にとって悩ましいのではないだろうか）。（未）
- ・法科大学院において、短答・論文ともに新司同様の演習をしなければ、各自または予備校を利用しない限り、合格する力があっても結果が出ない虞がある。全体として、事務処理能力は必要であるから、レポートだけではなく、その場で考え、早く一定の処理ができる能力の養成も、予備校を排除するのであれば、法科大学院に（以下不明）。（未）

- ・①短答：授業との関連が不明なので、授業で何ができるのか、何もできないのかを検討すべきである。
- ②論文：授業では、事案から法的問題を発見する点に重点が置かれた。しかし、特に刑法では、論点が明らかで、「問題発見」の必要がなかった。したがって、試験に対応する授業にするのであれば、授業構成を変える必要がある。（未）

【授業の内容・カリキュラム等についての意見】

- ・法科大学院では、じっくりと時間をかけて判例を読み、事案を分析することに重点を置いているが、新司法試験では、短時間で論点を含めた書くべきことをまとめ、論述することを要求されているので、短時間で考えをまとめる訓練をする授業ももっと増やすべきである。（既2）
- ・いまだ整理されていない（その意味で判決文とは異なる）具体的なケースに触れる機会があったほうがよいのではないかと感じる。特に公法系や民事系。（既2）
- ・実践的な授業、学説ではなく思考力を問う授業に変更する必要がある。（既2）
- ・特に、最終学年の実務総合演習にいえることだが、皆で写しあうレポート課題ばかりではなく、制限時間内に、一人で、一定の解答をだすような課題（答練）も、もっと取り入れるべきである。（既1）
- ・もっと講義形式で、どんどん判例をつぶすべき。（既1）
- ・細かな学説の対立等が必要ではない。（既1）
- ・簡単な事例であれ、自分で法律構成を考えて最初から最後まで「処理する」練習を積む必要があると思う。たとえ趣旨から理解していたとしても、既存の論証を書く心積もりでいると、手間取る問題だったように感じた。その点では、非常に良く出来た問題だったと思う。（既1）
- ・もっと事実認定の仕方を教えてほしい。（既1）
- ・民事の要件事実をもっとやる必要があった。（未）
- ・基本的な知識を身につけた上で、思考力を鍛えるような方法が必要。（既1）
- ・各科目の特徴に応じた授業を行うべき。短答式試験の対策が必要であると思う。（既1）
- ・民法、刑事訴訟法、会社法はこのままでよいと思う。民事訴訟法や公法系、刑法についてもケースメソッドを探り入れるべき。（既1）
- ・知識習得のため、もう少し幅広い分野をカバーするカリキュラムにする必要がある（授業回数が少なすぎる）。（既1）
- ・百選レベルの基本判例を中心にするべき。（既1）
- ・各ロースクールで不足している分野があると思うので、その分野のカリキュラムを充実させる必要があると思います。（既1）
- ・基礎的な知識を縦横無尽に使いこなせるような演習形式の授業をもっと増やすべきではないかと考えます。（既1）
- ・より実務を意識することが必要。（未）
- ・基本的な判例や条文を扱う講義を増やすべき。法科大学院では、先端的・応用的な知識を扱う機会が多い一方、実務家に当然に必要なはずの知識を扱う機会が非常に少なくなっている。（既1）
- ・私の選択した選択科目の労働法の場合、正規の講義で労働組合法を扱っていなかっただし、ゼミなどもなかった。選択科目の対策のためにも、時間数を増やして欲しい。また、刑事系科目の短答式で出題された誘導尋問や自白の補強法則等についてもあまり具体例に即した講義はないと思うので、具体例を扱うことを増やして欲しい。（未）
- ・基本的な概念・知識の確認にも力点を置くべきだと思います。あまりに「実務との架橋」にこだわり、かえって基本的概念・知識なしに観念的な授業に陥っているものもあると思います。もちろん基本をおろそかにしがちな我々学生にも問題はあります。（既1）
- ・事案分析を重視した授業の展開。（既1）
- ・問題演習が必要。（既1）
- ・問題演習が不足しているため、授業内で演習を意識する必要がある（書く練習を含め）。（未）
- ・学説よりも判例を重視し、あとは問題演習が明らかに足りない。（既1）
- ・問題演習の機会を増やしたほうがよいように思います。（既1）
- ・問題演習を増やしてほしい。（既1）

- ・1年次に設定される主に学者による法学基礎科目的授業の重視が必要と思う。講義形式だけでなく、簡単な基礎演習が必要。（未）
- ・論述の演習をもっと増やす必要がある。（未）
- ・演習授業で判例を取り扱って進めていたが、あてはめではなく学説等の検討が中心であった感がある。よって、あてはめを重視した検討を中心にする必要性を感じる。（未）
- ・「論理⇒実跡」と2段階のカリキュラムにするよりは、「論理を勉強しつつ実跡的学習⇒さらに応用」というカリキュラムが好ましい。両者の融合を当初から見据えた勉強が必要と感じた。（未）
- ・レポート提出中心から思考力養成中心に変更すると良いと思う。（未）
- ・より基礎重視の授業。（未）
- ・高度な学術的な議論、学者の興味による講義は必要ない。訴訟を組み立てる実務家の思考のステップを踏まえた講義にする必要がある。この点、学者は不適ないし、訴訟を理解し説明する努力が必要。（未）
- ・科目ごとの授業内容、レベルのバラつきを是正した方がよいのではと思う。（既1）
- ・概ね現在の授業のあり方で良いと思うが、事実認定についてもう少し突っ込んだ授業内容・カリキュラムであってほしい。（未）
- ・未修者だったので、直前まで論点や知識（択一）を詰め込むのに苦労しました。今回の試験では、資料を注意深く読んで整理し、説得的な論理構成を書き出していく力が求められているように思われたので、資料を多く読む法科大学院での教育は、大枠では間違っていたなと思ったと感じています。しかし、一年次には判例を原文で読むより、もっと基礎的な学習をさせてほしかったです。（←カリキュラムも変更したと聞くので、すでに改善されているかもしれません）。（未）
- ・講義では基本を徹底した上で、事実認定を通して具体的な問題の解決にあたりいかに考えるかを日頃から訓練する学習が必要だと思う。（〇〇大学院では）1年次の基礎講座が中途半端で重要な点がきっちりと網羅されているとは言えないし、3年次の演習の講座は半分以上の生徒が受講しないなど不人気で（予備校に行って、要件事実など学んでいる人も多かった），従来の旧司法試験型の勉強方法が学生間でまかり通っていたのが現状。先生も実務家でないから、どう指導してよいかわからないとおっしゃっている。法務省等から、指導方法について教授に何らかの示唆が具体的にあればより良いと思われる。（未）
- ・基礎は2年生までで、残りは1年は授業形式は自分の考え・主張をさせて知識の定着・主張の仕方をしっかりと身につける必要があると思った。全く授業と試験内容がかけ離れているとは感じなかった。ただ、未修者でも合格できるように引き上げるには、あと一步手助けがあると良いと感じた。具体的には、公法系は、答案練習の機会が足らない（特に行政法）。判例を学ぶのも非常に重要だが、自分の頭でどう主張するか、反論するか、どう結論づけるかを考える機会が不足していたと感じるので、自分の力で考える訓練が必要。民事系は、事実認定、考え方の訓練、民法・民訴、要件事実と実務を一体としてとらえられるような授業がもっと必要。（未）
- ・インプットの授業がアウトプットの授業と比べて多すぎるため、もっとアウトプットの授業を増やすべき。（未）
- ・（試験で）会社法の分野では事案に対してどの様な訴えを提起すべきかという様な紛争解決能力を試すような問題が出されていた。この問題に対応するためには、法科大学院の授業において、広く浅く全体を通して学習する必要があるようだ。現状は、最初の方や重要な所に時間をかけすぎ、最後まで終わらない授業が多かったと思う。そのため、1年時には、とにかく全体を終わらせ、2・3年時に重要な所等を深く（演習形式で）学ぶ必要があるのでないか。（未）
- ・①おそらく多くの人が演習についてコメントすると思うが、純粹未修にとっては（その後のカリキュラムについていけるか否かを分けるという意味で）むしろ講義の方が重要だと私は考えるので、まず講義についてコメントする。講義においてはソクラテスマソッドなる理想論は捨て、淡々と網羅的に判例・通説に沿った内容を説明してくれる形式がベターだと考える。それから初期段階は極力憲民刑を集中的に講義するのがよいと考える。個人的には1年前期に学んだ行政法・手形小切手法・商法総則商行為・家族法は本当に辛かった（初学者に理解せよというの無理だと思う）。
- ②演習については、事実認定や訴訟法の手続面のようないわゆる論点チックでない箇所を従来より重視すべきなのかなとは思うが、正直言って演習のあるべき姿をコメントできるほどの力量はないので、この程度のことしかコメントできない。（未）

- ・憲法・刑法では特に事例ベースの講義が必要である。（未）
- ・法律論ではなく、事例分析と当てはめを重視せざるを得ない。（未）
- ・ケース研究、判例研究をベースとした応用事例、例えば、ある判例の事案のうち、ある事実を異なる事実に置き換えた場合、結論はどうなるかについての検討等をより充実すべき。（未）
- ・今の時点で具体的な方策が思い浮かぶのなら、試験勉強に苦労しない。今言えるのは、先生方実際に制限時間内に事前情報なしに、つまり受験生と同じ条件で本試験の問題を解き、（できれば同じ日程で全科目）、どのような心構えでどのような準備をすべきか考えていただくことが必要だと考える。（不明）

【試験と法科大学院教育のギャップに関する意見】

- ・試験と授業のリンクがない科目がいくつかある。その科目は結局、独学、予備校を利用するしかなく、正直ローは何だったのかと思う。ある特定の科目については既修に入学時と卒業時の学力がまったく変わっていない。（既1）
- ・基礎的な知識を自分任せにするのではなく、法科大学院でも適宜知識確認を行い、それを成績に反映させるべきだと思う。（既1）
- ・試験から逆算して最低限やるべきことを全国のローで統一して欲しい。
刑事系の短答は自習では対応できないと思われるが、ローでそれを身につけるための講義等は存在しなかった。（未）
- ・今回の司法制度改革が未修者（他学部）をも広く取り入れようとしている割には新司法試験自体が法律学経験者有利（とくに著しく有利）なものになっていると感じる。やはり、3年間で法律をその根本から理解するというのはあまりにも時間が短すぎるのでないか、そう感じた。あと法科大学院の教育内容（多くの大学院に共通すると思われるが）と新司（の短答）に要求される内容とは大きく食い違いがあるため、何のための3年間（2年間）だったのかと思わされる羽目になった。残念。そういう食い違いをなくすためにも法科大学院の指導担当者から広く試験問題に対する意見を聞き、とり入れ、採用予定問題で「公募」してみるなど、もう少し改善の余地があるのであれば、と感じた。（未）
- ・刑事系・公法系が全く試験に反映できていないように思います。（既1）
- ・ロースクールの授業は新司法試験に関係のことばかりやっていると思っていたが、そうではなかった。試験問題を作る側もロースクールの授業を意識して問題を作っているのだなと感じた。そして、その傾向は去年よりも今年の試験の方が顕著になっていると感じた。知識面でハンデのある未修入学者であっても基礎をしっかりと身につけていれば合格できるような試験になっているのではないかと思う。その意味でロースクールという制度の理念に合った試験になっていたと思う。（未）
- ・試験は知識偏重のところがあるから。（未）

【試験内容を法科大学院教育に合わせ変更すべき】

- ・もっと、授業中心がいい。試験もより授業を意識してほしい。（既1）
- ・法科大学院の授業は、思考過程を重視し、いわゆる本来あるべき法科大学院の授業を行っている。それに対し、司法試験は知識重視の傾向が高い。法科大学院での勉強をきちんとこなしていくには、短答試験になれることや、細かい知識を身につけるのは、法学部卒または予備校等経験者でない限り不可能である。3年間という短い期間のため、法科大学院が完全未修者に対して細かい対応等ができるていないのが現状。大学院の授業のあり方を変更すると、大学院の設立理念を変えることになるため、試験のあり方、制度を根本的に変えるべきではないか（例：短答試験をなくす等）。または、3年コースには、法学部卒業者や法学部在籍者の入学ができないようにする等、未修者対策がきちんとできるような制度を構築すべき。今の制度では制度構築時に掲げていた目的である様々な分野からの人材確保は見込めないと思う。実際法学部で遊んでいた者らの受け皿として未修コースがあるようを感じる。（未）
- ・授業は良いと思うが、試験（択一式）をもう少し授業に沿った基本的な問題にして欲しい。知識よりもその場で考える問題に比重を置いてほしい。（未）

【法科大学院の授業を試験に合わせるべき】

- ・○○大学は、司法試験にとって無益有害の教育を行っており、授業内容が全く役に立ちません。カリキュラム、教員陣等全ての面で変更する必要がある。（既1）
- ・試験に特化した教育にすべき。（既1）
- ・試験を少し意識してほしい。（既1）
- ・早いうちからもう少し試験を意識した勉強をさせないと、1回目の受験で合格できる人の数は、年々減少することが予想されます。時間内に答案を置くということがどれだけ大変か、どのような答案が評価されるのか、他の大学に比べて経験値がとても少ない気がする。（未）
- ・研究者教員が「ヒアリング」を精読し、出題の意図に沿った講義をすることが必要である。（未）

【大学院による有利不利がないようにすべき】

- ・授業内容に対する相互チェックを日常的に行うべき。（既1）

【その他】

- ・知識の定着の契機。（既1）
- ・結局、予備校的な対策も必要みたいですね。（既1）
- ・第三者機関による授業評価の徹底。（未）

(6) その他、新司法試験についてお気づきの点がございましたら、お書きください。

【公法系試験に対する意見】

- ・(論文式試験) 昨年度と比較して問題文による誘導があり、書くべきことは明瞭になったが、それでも公法系第2問は何を書けばよいかがよく分からなかつた。(既2)
- ・公法の短答式試験の問題形式が、細かい知識がないと答えられず、1問のうちにある5肢のうち1肢が分からないと配点が、例えば3点だったら1点になるなどの形式であり、知識重視過ぎる。(既2)
- ・行政法、民法の問題は、あまりに答える範囲を狭めすぎていたため、自己の思いついた解決方法と出題形式に沿った解決方法が乖離していた場合に、何を書いてよいのか混乱することもあった。(既2)
- ・行政法の資料が多くて、時間が足りなかつた。(既1)
- ・公法の短答式試験で細かいひっかけをするのはやめてほしい。時間をたっぷりとって検討できるならよいが、1問2、3分で解くことを求めておきながらあのひっかけは無理。(既1)
- ・短答の憲法で、政府見解を聞かれてても、困る(一般常識として聞いてきたのか、出題意図が不明。いつの政府見解なのか、何が政府見解なのか〔安部首相の最近の発言なのか、戦後直後の内閣国会答弁なのか〕)。(未)
- ・(公法系短答式) 全ての肢が正確でないと3点の問題は肢別の正答率と得点率が大きく変わるので、減らした方が良いように思う。(未)
- ・しっかり勉強した人が必ずしもできる問題ではなかつた。(未)
- ・(短答試験) 公法系はなぜ完全解答を要求するのかわからない。民事系のような出題形式に統一すべきだと思う。憲法は他の科目の短答試験と比べて難しすぎる。(既1)
- ・問題の誘導の仕方が意地が悪いと思った。行政法とか。(既1)
- ・(短答式試験) 憲法については、一般的な基本書に載っていないと思われる細かい知識を問う肢があり、その内容を知識として要求しているわけではないと思うが、果たして基本的な知識・理解をもとに推論可能なものだろうかと首を傾げたくなるような肢が散見された。また、「4つの肢すべて正解で3点」形式の場合、1つ間違えても部分点があつたが、組合せ問題だと部分点はない。この側面からも、決して受験者に優しい出題形式になつたわけではないと考える。
- ・基本的に憲法の出題は問うている内容が深すぎる。たとえば、私は昨年度の問題を基本書だけでなくコンメンタールの類まで調べたり判決原文を繰り返し読んだりして一つ一つ詳しく分析する作業をしたが、それでも中には法務省発表の解答がどのような理由に基づくのか分からぬものがあった。このレベルまで深く学習していたのでは、法科大学院での2年ないし3年の期間のうち半年分くらいを憲法のためだけに費やさねばならないとする。試験委員の先生方に対しては、我々は憲法だけを勉強しているのではないということを強く申し上げたい。
- ・公法系の短答式問題について、憲法系の問題(1-20問)に少しクセがありすぎるのではないかと思った。つまり、文章の大筋は間違っていないが、一部の表現が違うだけで誤りとなるのは、他科目と傾向が異なるため非常に解きにくい。また、純粹な法律知識よりも、問題文中の誤りをうまく見つけるテクニックというものが必要になり、得意な人と不得意な人で点差が大きくつくのではないかと思った。公法系の平均点が60点であるのに、40点に満たず肢切りとなつた人が200人近くもいたのは、このような理由によるものではないかと思った。(既2)
- ・(論文式) 問題文の頁数は相変わらず多かったが、実際に起こつた出来事を素材とするシンプルな事案。もっとも、憲法問題として構成するのは難しい事案であると感じた。
- ・(短答式) 判例の細かすぎるところまで聞いてきており、非常にストレスになつた。結局は暗記力を競う試験ではないかと思った。(未)
- ・(短答式) 憲法は論理力・思考力を問うているように感じられたが、旧試験時代からの受験生にとっては知識問題と変わらないように思われる。実務家登用試験であるのだから、判例を重視すべきであり、未修者にとって、手のまわりににくい学説を基軸として問う問題は不適切である。逆に不利になつたと思う。(未)

- ・公法系は完全正誤を求めるものが多いが、そうするならば、全て○×式にすれば良いと思う。例えば、1・2問題では、4つ正解すると3点であり、3つならば1点である。1・2問題が2問ある場合、3つずつ正解すると計2点となる。片方が完全正解し、他方を2問間違えると、3点となる。正解した肢の数は、6つずつで同じなのに点差が生じる。更に、片方が完全正解、他方が3問間違いだと逆転現象が起きる。これは意味のある配点か疑問である。100問で配点1点の問題が公平だし、実力も図れるのではないか。同様の現象は、○×の組合せを選択する場合で、全ての組み合わせがある場合にも生じる。

(未)

- ・(論文式) 憲法は難しすぎると思う。行政法は量が多過ぎる。(未)
- ・公法系の出題傾向の変化に少し驚いた。オーソドックスな問題だった民事系や予想通りのパズル問題が出た刑事系に比べると、公法系は自分が準備していた条文・判例の知識とはちょっと違う問題が出題されていたように思う。短答式では公法系が最も難しく感じた。(既2)

【民事系試験に対する意見】

- ・民事第2問は傾向が変わりすぎ、何を問いたいのかはっきりさせてほしい。(既1)
- ・倒産法の出題範囲の偏り。(既1)
- ・民事系の設問において、あえて「報告書」とする必要があるのかが不明だった。素直に「主張と反論」とか、公法系のように主張と反論をふまえつつ私見をのべる、という形式の方が良かったのではないか。(未)
- ・民事系第1問の「執ることができる措置」についてB1代理人として執るべき措置なのか、中立的にみて執ることができますのか明らかでなく、しかも中立的に判断した場合、判例・多数説は取締役会決議の瑕疵は新●発行の無効事由とならないため、「執るべき措置」に含まれないことになる。その結果として受験生は主要な論点について書くべきか否か迷うことになり、混乱を生じることになる。この点について、題意が明確になるような出題となるように改善していただきたい。(未)
- ・(短答式試験) 民事系、特に会社法と民事訴訟法で、昨年度よりかなり細かい知識が出題されているという印象を受けた。(既2)
- ・(短答式試験) 公・刑に比し民事系は暗記のみに偏ってしまっている。試験時間の違いはあるが、司法書士試験の方が暗記範囲も論理操作も難しいといった箇所が少なくなく、ある意味驚かされる(実際それで間にあった箇所が多い)。(未)
- ・(短答式試験) 試験時間を考えればこれくらいが適当であると思う。(既2)
- ・択一、民事難。(未)
- ・(論文式試験) 資料を含めて問題文の事案に即し具体的に考えることができるかを問う、良い問題だと思う。(既2)
- ・(論文式試験) 総じて基本的事項を対象としつつそれをきちんと理解しているかを問う、良質の問題であるとの印象。(既2)
- ・(論文式) 分量が多く、時間が足りないと思う。(未)

【刑事系試験に対する意見】

- ・刑法の<小問>は無用の混乱を招くと思う。(既2)
- ・刑法の出題形式に問題があると思う。注意力の点もあるが、あのような主題形式では、ミスを多く引き起こすのではないかと思う。配点基準が気になる。(既1)
- ・刑事第1問はどのような形式で答えればよいのか分かりにくかった。(既1)
- ・論文の刑事系第1問(刑法)の問題文が誤解を招きやすい。(既1)
- ・「(3)論文式試験 f出題形式が適切かについて」中、刑事系をやや不適切と感じた理由としては、小問1, 2に対してどのように答えてよいのか、構成がしづらかったこと、また周囲と話してみると、小問1, 2のみ答えるだけでよいと勘違いした人が多かったことが挙げられます。(既1)
- ・刑法の出題形式が不適切であったと思います。解答者がよく確認をすべきではありますが、勘違いしやすい形式なので、設問と小問を同じ場所に記載するなどの改善の余地があると考えます。(既1)
- ・刑法の出題形式が不適切です。小問1, 2のみ答えた者が多数おります。サンプル・プレ・第1回を通して、あのような出題形式は採用されていませんでした。(既1)

- ・刑法の出題形式について、もう少しわかり易く配慮いただけたとありがたいです（内容面でなく）。 (既 1)
- ・（論文式）刑法の設問がおかしく、周囲の人間も小問 1 と小問 2 の解答しかしていない人が多い。ただでさえ、緊張する状況下での試験なので、あまり奇をてらった出題形式はやめてもらいたい。 (未)
- ・刑法の問題のつくり方は異常に感じた。 (未)
- ・論文刑事系第 1 間（刑法）の問題で、間に反して、小間にしか答えなかつた人たちが、救済してもらいたいと試験委員に陳情していると聞いた。このようなことが許されると、またともに問題を読み、適切に答えた人が時間の関係や、解答の量の関係で不利な立場に立たされてしまい、逆に不利益を被ることになる。そもそも、試験においては限られた時間内に、聞かれたことに注意して適切に答えることがまず求められており、その能力も当然、重要な能力として考えられているはずである。また、その能力は当然、法曹として最も重要な能力であるはずである。自分のミスを棚に上げて政治力で救済を求める、それが許されるのでは公平な国家試験が成立しない。 (既 2)
- ・刑法の、全体の罪責を問いつつ、小問「にも」答えよ、という出題形式は、他科目が「設問」にだけ解答すればいい中にあって、受験生にとって不意打ちであり、小問だけ解答した受験生が多く出た。受験生には「トラップ」などと称されている。採点に当たっては十分な配慮を求めたい。 (未)
- ・分かりやすい方向に設問形式を変えるのは良いのだが、変え方が不用意であろう。刑事系第 1 間（刑法）では冒頭に「以下の小問を織り込んだ上で甲乙の罪責を答えよ」とあり、長い問題文の最後に小問 1 ・ 小問 2 が記述されていた。私を含めて少なくない受験生が小問 1 ・ 2 のみを答えた模様である。小問 1 ・ 2 を冒頭に持ってくれればかかる誤りは完全に防止できたと思われる。ケアレスミスを防ぐ工夫が一部に見られた（例：短答式のマークシート）だけに、ここでは工夫が至っていないのが残念である。 (未)
- ・刑訴の事実摘示を求める形式ではレポート課題と変わらないと思う。 (既 2)
- ・択一の刑法の出題傾向を激変させたのは、近年の過去問の勉強をしていた学生や旧試験の受験経験のある学生に不利か。 (既 1)
- ・刑事系科目の論文式試験の事例の長さが短くなっていたので、逆に戸惑った。 (既 1)
- ・特に刑事系・論文については、思考力・応用力というより、問題文から、以下に多くの事実を答案用紙に転記するか（できるか）で、出来・不出来が決まりそうな試験だった。したがって、問題発見を中心とした授業とは対応していない。もっとも、実務において、最初から論点が明らかかなことはないと思うので、授業というより、むしろ試験の形式が妥当ではなかつたのではないか。 (未)
- ・（短答式試験）刑事系では、昨年度より更に知識重視の問題となった印象を受けた。 (既 2)
- ・（論文式）刑法の出題形式・内容は素晴らしいと思う。知識で既修・未修に差がつかず、未修に配慮している良問であると思った。 (未)
- ・「自首」に関する知識を問う出題はやや細かいのではないかと思う。しかも「5つすべて正解で3点」という形式はシビアである。一方で、刑事訴訟における「冒頭手続」の順序を問う出題は、このような常識的な内容を問うのみならず、このような問題に3点も配点されていることには、受験者を馬鹿にしているのだろうかと思った。同じ3点問題でも、両者を比較すると随分アンバランスとの印象を受ける。 (既 2)
- ・（論文式）いずれも良い問題だと私は思うのですが、よほど昨年度の出来がひどかったのか、今年度は2ランクくらい難易度を下げてきたという感じがする。 (既 2)
- ・刑事系（ことに刑訴）は昨年より大幅に出題傾向が変わったと思う。このような出題は、法科大学院の教育方法を素直に反映したものと感じたが、あと受験生の中では「公判（訴因変更等）も証拠●も分からなくても合格できる試験になってしまう」との意見（誤解）があつた。 (既 1)
- ・刑事系第 2 間の設問 2 の問題は細かな論点を問うものであり、適切でないと感じる。その根拠は、関連する判例が判例百選には直接載せられていない上、「刑事訴訟法の争点（第 3 版）」でも扱いが小さく、基本書（主に田口守一先生や田宮裕先生の著作のもの）でも扱いが小さいことから、法科大学院で取り上げられないばかりでなく、自主学習でもカバーしにくいところと考えられるからである。 (既 1)

- ・刑事系(特に刑法の設問2)の問題の問われ方が、旧試験や第1回新試験のものと異なっており、混乱した。法科大学院(東大や中大)によっては、今回のような問い合わせが想定された授業や定期試験が行なわれ、このような問題に対する答案の書き方の指導もされていたようなので、そもそも、このような問題を想定すらできなかつた授業や定期試験を受けていた者としては、悔しい。(既1)
- ・刑事系第1問の出題の仕方があまりにも紛らわしく不適切。他の7科目は全て事例の後にある設間に解答する形式であったが、刑事系第1問だけが問題の体裁が同じでありながら冒頭の設問の解答の中で小問の解答を含めるという形式となっていた。
しかし、多くの受験生はそれまでの2日間はずっと事例の後に入る設間に解答するという形式で試験を受けてきており、多かれ少なかれそのような先入観を持ってしまっている。そのため、刑事系第1問も小問に対して解答する形をとってしまった受験生が相当数いる。
このようなミスについて、第1次的に責められるべきは不注意な受験生であると思う。しかし、肉体的・精神的に極限状態にある試験最終日にこのような紛らわしい出題で受験生の足元をすくうのは作為的であるとすれば、あまりにも意地が悪い(作為的でないにしても予測できたと思う。注意書きを付すなどして誤解答を防ぐ工夫をすべきだったと思う。
(未)
- ・刑法の小問の問題形式は、小問のみ答えてしまっても注意力が必ずしもないと思われる。設問の下にヒントとして設置しないと引っ掛けにかかった人とそうでない人との差がでるのは法律の知識素養と関係ない部分が多いと思うので不適当な出題形式ということになると思う。(未)
- ・大学の定期試験よりも簡単な問題を出すはどうかと思う。習った範囲を丸暗記して吐き出せば高得点が取れてしまう。これでは、未知の問題に対する思考力を試すことにはならない。今後の法曹は、ひたすら最高裁判例を丸暗記し、これに絶対的に従い、判例によれば救われない依頼者はなだめて帰すしかなくなるのだろうか。最高裁をただ崇め、学説を軽侮する(例:百選で学者の解説は読まず、判事・検事が書いたものだけ読む)学生が多いだけに気になる。(未)
- ・試験時間の点については昨年度より随分改善されている。
公・民は相変わらずマークだけで7~10分を費やすが、今回の改善によって負担は軽減されたものと考える。部分点が拡充されたのは評価すべきである。
但し、刑事系で個数問題が復活したことについては、旧試験で指摘されてきた愚を繰り返すものではないか。作問の手間を省いたとしか受け取れない。(未)
- ・(短答式)論理力・思考力を問うているように感じられたが、旧試験時代からの受験生にとっては知識問題と変わらないように思われる。実務家登用試験であるのだから、判例を重視すべきであり、未修者にとって、手のまわりにくい学説を基軸として問う問題は不適切である。逆に不利になったと思う。(未)
- ・刑訴の択一が急に難しくなった気がする。(未)
- ・短答式の刑法の問題がつまらなかった。(未)
- ・(刑法は)事務処理が必要な問題が減って知識問題が増えている。それ自体は望ましいことと言えるが、毎年傾向が変わるのは対策がしにくい。(既2)

【短答式試験について】

- ・昨年度より難しくなったように感じた。昨年度より短答式試験対策をしたにもかかわらず難しく感じたので、昨年度と同様の問題が出題されると思っていた方は大変難しく感じたと思う。(既2)
- ・短答は、細かい知識まで要求しすぎだと思う。「予備校での対策が取れない」形式で出題したい意向は理解できるが、では、一体何を勉強すればよいのか、受験生の勉強の指針が立てられない。規則まで要求されると、それこそ暗記偏重となり、論文の勉強まで手が回らない。(既2)
- ・短答式試験について部分点の付け方が昨年に比べてかなり甘くなっている印象を受けた(特に刑事系)。(既1)
- ・特に短答式試験に顕著であったが、科目ごとに内容・刑式が大幅に異なっていたので大変とまどった。(既1)

- ・受験回数は1回だが昨年の問題も検討しているので検討すると、短答式については公法系が去年実施して不評だった形式をたくさん採用しており、全く反省がみられない。短答は基礎知識の有無を問えばよいのだから、形式は全て正誤問題でよいと思う。（既1）
 - ・憲法については受験生の感覚と乖離しているように思われた。公法の平均点が6割に達したのはひとえに行政の方のおかげであり、憲法の出題は根本的に見直す必要がある。逆に行政法の択一問題は思考を試す問題を加えるなど非常に出来が良かった（論文については評価が逆になることは後述）。民事系択一については、民法が容易だった。解きながら未修への配慮が感じられた。受験後、同窓からは民法が難しかったとの意見がかなり多く聞かれたが、これは本学に民法のカリキュラムが少ないことに起因するものであり、問題自体はまさに法曹として最低限の知識を聞くものであったといえる。他方、商法の問題は施行から時間が経ったからか、昨年よりも細かい問題が目立ったように思う。民訴は難易度的には昨年と変わらない気がするが、思考力や応用力を試す問題が増えたように思う。その分、時間がかかった。刑事系択一については意見の分かれるところだと思うが、刑法で細かい知識を聞いたのは論文で聞かない知識を聞いたからであり、このやり方は適切ではないか。確かに細かいがパズルの程度は少なくなり、難易度自体も高いとは感じなかつた。逆に刑訴の方が知識偏重となり、パズル的な要素が増えて問題だったように思われる。もっとも、いい問題もあった。刑事系は刑法のパズルに時間をかけて刑訴を急いで解くという流れになっていた人が多いようで、刑法易化・刑訴難化により時間感覚がずれて解ききれなかった者も多い。しかし、それは時間配分を誤っただけであり、問題量自体は適切であったと思われる。（未）
 - ・法学純粹未修者として意見を述べさせてもらうと、短答問題が非常に難しく感じた。また時間も足りなかった。細かい条文や知識を問う問題では、どうしても法学部出身者、既修者が有利であると思える。特に、昨年の問題と比較しても今年の短答は、その傾向が顕著であったと思える。
- 短答には足りりがある以上、未修・既修あまり差の出ない問題を望む。（未）
- ・短答式の比重が大き過ぎます。確かに配点上は論文が1.75倍されますが、最終成績にも加算されますし、短答の成績を論文で挽回することは簡単ではないと思います。今年は昨年の6割ラインと、予備校の半ば脅迫的な担当へのメッセージが重なり、少なくとも周辺の学生は、短答対策に勉強の大半を費やしていました。これでは新試験になった意味がないと思います。（未）実際の今年の本試験も未修者にとって厳しいものでした。今の私の現状では、今後も短答に力を費やすざるを得ません。毎年8割の人が受かるならばもう少し論文に手を回せますが、その保証もないし、あの問題では自分が2割に入るかもという心配が先立ち、結局担当の勉強を増やすことになるでしょう。最終合格には、実際は7割以上の得点が必要となりますし。それから書いた論文が担当で落ちると採点されないという仕組みも、受験生としてはあんまりな制度だと思います。短答のみである程度を落とすなら、2回の日程で行うことも考えるべきでは。1回の日程で無理矢理行う意味が分かりません。今のままでは、今後合格率が減り、ますますローの授業をないがしろにして試験対策に走る人が増えるのではと危惧します。本当に現行の制度でいいのか、十分な議論を期待します。特に短答の比重が現状のままであるならば、ローの授業より試験勉強を頑張った人が受かる制度になってしまふのではないですか？合格率が50パーセントを切った段階で、ロースクール制度の崇高な理念は既に崩壊しているのですから。（未）
 - ・択一のウェイトが高すぎる。論文の採点の関係もあるとは思うが、殆ど択一の結果で最終合格が決まるような現在の制度は、知識偏重に陥る可能性が高いように思える。（未）
 - ・刑事系の論文試験は誘導もありその点は答え易かったが、択一は酷い。法定刑まで暗記しろというのか。会社法の択一も、条文さえ見れば分かるものばかり問われ、要は「暗記力」テストなのかと感じた。（未）
 - ・短答は、旧司法試験受験生が相対的に有利となる細かい知識が多すぎると感じた。（未）
 - ・短答式は、細かい知識の単なる暗記テストに過ぎず、すぐ忘れてしまうことから、あまり意味のある試験ではないと言えよう。（未）
 - ・択一試験のレベルは、どなたかが主張していたが、自動車運転免許の学科試験のようなもので良いのではないかと思うが、昨年の問題と比較しても難しいと思う（特に民事系科目）。（未）
 - ・短答式は短時間での情報処理能力が問われていると思う。（未）

- ・ 択一試験は難易度が下がった印象がある。ただ、択一の足切りを上げないでほしい。自分は未知の問題に対する思考力こそが法曹の命と考えていたので、択一対策は3ヶ月ほど基本書・条文・百選を読み込んだだけだった。昨年の足切りラインは超えた印象があるが、7割を要求するようであれば厳しい。足切りを上げれば、学生は大学の勉強を放り出して択一対策をせざるを得ない。（未）
- ・ サンプル問題・プレテスト・第1回新司法試験の問題を模擬試験として解いていたが（過去に司法試験二次試験の受験がないためこれらとの比較をすれば），今回の問題は、とても法科大学院の教育に沿う内容であったと感じた。
ただ、短答式の問題については、法科大学院での学習内容の範囲であろうが、3年間の学習では、あの問題をパーフェクトに回答するまでの能力にはいたらず、少し心もとないと感じた。（未）
- ・ いわゆる純粋未修者（未修コース入学前に法学の教育を受けたことのない者）にとっては、短答式試験の準備は非常に厳しいものがある。膨大な量の知識を、単純に「こなす」必要があるからだ。法科大学院は、新司法試験対策だけをするものではなく、広く、法曹として必要な分野の教育を充実させる必要があるので、短答式で必要となる知識まで教育することは不可能と考えられる。その結果、純粋未修者は、学校の助けを得ずに、短期間に大量の知識を詰め込むことになる。
これが、法曹育成にとってよいことだとは思えない。「判例六法」等を参考すれば直ちにわかるなどを、逐一記憶しておく必要があるのだろうか。短答式試験の狙い自体がよくわからないといえる。
とりわけ、他分野から移ってきた社会人経験者は30歳以上の者が多いので、このような大量知識の記憶は、新卒者によりも不利に働くものと思う。つまり、現在のような短答式試験を行う限り、他分野から転進する者は、減ることはあっても増えることはないと考えられる。（未）
- ・ 短答で正誤の個数を数えさせる問題が出たのが意外だった。正誤を間違っても、個数さえ合っていれば正解になるし、できれば、（1, 2をつけなさいのような）正誤の不一致を見るような問題のほうが良いと思う。（未）
- ・ 短答式試験（とりわけ民法）については、旧司法試験の過去問検討経験の多い既修者グループにかなりの分があるように思われた。（未）
- ・ 択一が去年よりも難しいと感じた。これでは足切りにかかる未修は大量に出る。自分は社会人出身でまったく法学未修であり、今回の択一を解いた感触からすると、択一だけは得意なベテラン司法試験受験に圧倒的に有利に出来ていると感じる。おそらく論文で未修でも逆転できると試験委員は言いたいのだろうが、択一と論文の点数換算比率からすると論文用の準備をしっかりやれというメッセージを読むことが出来、その方が自然だと思う。そうすると、ここまで択一が知識偏重となると、「考え方を重視せよ」とロースクールで教えられて来た未修者は準備不足でボロボロ点を落とし、受験を控えてしまうだろう。
制度の改変期であって議論百出なのは当然予想できるし、担当されている教授や実務家の苦労には頭が下がる。しかし、このままではロースクール制度は失敗に終わる。もし今後も択一で条文判例の知識をしっかり聞くというのであれば、その傾向は維持して欲しいと感じた。（未）
- ・ 短答式試験は、各分野とも、ほぼ条文や概説書の順序にしたがって出題されていたので、進みやすかった。もっとも、各問題の主要テーマ自体は比較的大きな制度や争点をベースにしていたが、一つ一つの選択肢は、細かいものもあったように感じられた。（未）
- ・ 本試験のマークシートは、問題番号と解答番号がすべて一目瞭然に印刷されていたので、問題番号と解答番号がズれていく新司法試験の短答式試験の解答用紙として適切で、ありがたい配慮だと感じた。（未）
基礎知識を修得しているかが問われるような問題が多数ではあったが、深い、ともすればマニアックな問題も少なくはなかった。
公法系、刑事系で特に感じたのは、一部の基本書には書いてあるが、必ずしも多くの基本書では触れていないような知識を聞いてきているのではないか、と感じた。
一冊の基本書を熟読するのでは対応できないと考えてしまうと、基本書を何冊も買い重箱の角をつつくように読むか、あるいは予備校の参考書や模試に頼らざるを得なくなる。
短答の出題について、どのレベルの基本書で対応できるのか、ある程度指針がないと、受験生は短答の勉強に追い立てられてしまうことになるのではないか。（未）

- 特に刑事系でプレテストや昨年の問題形式との乖離が目立った。制度の始めとのことでやむを得ない部分もあるとは思うが、あまり出題形式が変わるのはただでさえ科目が多く負担がきつい受験生にとっては辛いように思う。（既1）
- 憲法の出題内容については、教科書レベルの知識や思考力では対応できないものが多く、難しいと言うよりは首をひねる問題が多かった。（既1）
- 短答式が難しすぎるようだ。短答式が法学の基礎を確認するための試験であるなら、今回・前回ともに細かすぎると思う。また、去年の短答式についてだが、ある雑誌で、ある教員が自分の専門科目で8割正解だったと記載してあったが、専門教員が8割しか解答できない問題を受験生に課するのは基礎の確認としていかがなものかという感想をもっている（もっともその教員のレベルが低いのかもしれません）。 （既1）
- 短答は知識偏重過ぎると思う。現在の法科大学院の授業からすれば、たとえば、「ある見解を前提としたらどういった結論になるのかを問う」「ある主張に対する適切な反論を問う」など、論理的思考力を試す方が適切ではないかと思う。今回・前回とも、判例を暗記するだけの問題が多くなる。特に憲法に至っては、判例の細かな言い回しの正誤を問うている（判例の中身が重要であって言い回しは重要でないであろう）。これは法科大学院の理念とはかけ離れすぎているのではないか。短答に限っていえば、旧試験と何ら変わりはないと思う。（既1）
個人的には短答式が難しいと感じた。（既1）
- 昨年度、本試験について公法系短答についての正答率の低さを全てが正答ではじめて点数が加せられる形式にあったと分析しながら、それが殆ど生かされていない。確かに、5つの肢を正しいものを1、間違いを2とする形式は減ったが、その他の形式において実質的にはこれと同様のものが多くなっており、その出題形式に疑問がある。（既1）
- 短答式においてこれだけ細かいことをやってしまうと、純粋未修の人に対して、大幅な足切りを行うことになり、本来の制度趣旨との関係をもう一回考えて欲しい。（既1）
- 短答は全般的に深いし、細かいと感じた。予備校の問題より難しい。刑法は事務処理より判例と構成要件のあてはめというように知識問題が増え（判例に偏重している印象を受けた），逆に刑訴は事務処理が増え、全体として刑事系は一番時間が足りなかつた（なお、刑訴は実務的な問題が出題されていた）。（未）
- 刑事系が刑法の判例知識問題、刑事訴訟法の論理・組み合わせ問題と難化したこと以外は昨年と大差ないと思う。（既2）
- 公法系—判例暗記、民事系一条文暗記、刑事系—パズルで足切りをするのは良くないと思う。法科大学院の非司法試験科目の授業での内職を薦めるものである。判例六法を引けばわかるようなことを試験で問うのは無意味。（既2）
- 判例重視に偏り過ぎている気がした。（既2）
- 論理力や思考力は論文で問うべきである。（未）
- 民事系・刑法・行政法は大概良好と思う。
- ①短答式については、私は有斐閣の「判例六法」と辰巳法律研究所の「肢別本」を中心勉強したが、あまりにも「肢別本」が役立たない問題が多くなったので参った。論文はともかく短答でも予備校つぶしを画策しているのだとすると、正直言って短答の勉強にどの教材を用いていいのかわからず辛い。
- ②短答式の出題形式について、「正しい（誤っている）ものの組合せを選べ」という形式（→比較的絞り易い）がこのほか少なく、「正しい（誤っている）ものを1つ選べ」という形式が多かつたので、これも辛かった。（未）

【論文式試験について】

- 問題文における「会話」がうまく誘導してくれていると感じる場合もあれば、かえって混乱させられると感じたこともあった。極力、解答者が解答すべき範囲を誤解しない（わかりやすいように）設問の文を工夫してほしい。（既2）
- 論文試験も1問あたり2時間での分量は旧司法試験の問題よりも時間的制約が厳しい。じっくり検討させる問題にするのなら、分量を減らすか、試験時間を長くしないと全く意味がない。旧司法試験の出来より悪いと言われても条件が悪いからどうしようもない。（既1）

- ・全体的に法解釈を示す記述量よりも当てはめの部分の記述量の比重が圧倒的に多いとの印象を受けた。特に民事系第2問設問1は、法解釈を殆ど示す余地がなく、事実を拾い出して要件に当てはめるという作業のみが求められているような印象を受けた。(既1)
- ・論文については、全体的に内容のレベルが下がっており、とくに刑事系については論点が問題文にそのまま示されているので、論点発見能力が全くなくとも解けるようになっている。これは、実務家登用試験としては、あまりにお粗末であり、私は現場で馬鹿にされているような気分に陥った。刑事系については去年の問題の方がはるかに優れている。(既1)
- ・論文式試験では問題文の誘導を強く感じた。刑事系第1問などは、そこまでやる必要があるのか、と思った。論点が誘導で殆ど出てしまうので、後は当てはめということになるが、時間が厳しいこともあります、殆ど問題文の事情をそのまま写すような形になってしまった。(既1)
- ・論文であるが、今回はヒントをつけたものが多くたが、これが適切かどうかという問題がある。未修有利にするため、知識面は与えて事実認定勝負としたかったのかもしれないが、問題設定の不適切さも相まって、ヒントがミスリードな結果を招來したケースも少なくない。一つずつ検討する。

まず憲法については全体としてよい問題であった。相変わらず設問1と2がどのような関係に立っているのか（重複する内容をどちらで書けばいいか）といった問題があり、これは克服する必要があるものの、その他特に問題は見当たらなかった。問題らしき問題といえば、書くことが多すぎて行政法の解答時間を圧迫する傾向が今年も見られたことである。おそらく行政法で時間切れになったものは多いはずである。

次に行政法であるが、これは問題が多かった。まずヒントを大量につけているが、これに引きずられて解答がチグハグになったという危険を多く聞く。論点を気づかせる意味はあったが、解答に際してマイナスに働く要素も大きく、次回以降はヒントの付け方を工夫する必要があろう（論点に気づけたので適切という意見も多いかと思われるが、実際に答案を採点してみれば適切に機能していないことが明らかになるかと思われる）。問題設定も不適切である。例えばいかなる法的手続をとるべきか、要件を中心に論ぜよというのであるが、これはどういうことを答えるべきか。要件中心に論ぜよということで、執行停止なり仮差止めとその前提としての抗告訴訟の要件を具体的に当てはめていった者もいるかと思われる。しかし、こういう検討をさせたかったのであれば、べき論ではなく、端的になんらかの救済手段が認められるかどうかを聞くべきであった。逆に、いかなる手段をとるべきかと聞かれているのであるから、複数ありうる法的手段のいずれをとるのが適切かを答える趣旨と捉え、それを要件の点から比較せよという問題と受け取ることも可能である。このように受け取った場合は处分性等を除き、要件へのあてはめを行う必要性はない。しかし、こちらの解釈を採った場合には逆にヒントが邪魔となる。発付の法的性質を問題とすべきというヒントがあるが、仮差止を立てる場合にはむしろ収容ないし送還の法的性質が問題となる。もちろん間接的に発付の法的性質も問題となるが、こちらは執行停止に関しての中心論点である。結局、いずれととった場合も疑惑が払拭できず、しかも両者で答案の方向性が全く違ったものとなる。適切な出題とはいがたいのではないか。

なお、設問1（2）や設問2は比較的よい問題であったが、設問2については裁量論を無視して殊更個別法解釈や問題文事情の写しに専念した答案と、裁量論を意識してそのどの要件に該当するのかという観点から事実認定を行った答案のいずれを評価するかが問題となる。後者については手間が増えるため、時間の関係上あてはめが途中になつた答案も少なくないと聞く。あてはめの量にもよると思われるが、前者の答案が評価されるのであれば、もはや法律試験ではなく速記試験であるとの謗りを免れないのではないか。

民事系については問題設定の問題が多い。会社法については特に設問1が問題である。事実関係を読めば無効訴訟を聞いているのは明らかであるといわれればその通りではあるが、あの書き方では問題を解く際の時的要素が不明である。私は発行直後という想定で無効訴訟を検討したが、中には問題文の一番最後の時間にたって、無効訴訟は除斥期間であっさり否定した人もいる。原告適格についても取締役で立てるのが基本であろうが、発起人ということで株主であることを根拠とした者もいる。更には株主であるからと損害賠償を検討した者もいるが、B1が取り得る全ての法的措置を検討するのか、B1の意思を尊重して取るべき措置を考えるのか不明であるし、後者であるとしても、株主であるのかどうか自体が不明であるし、どの程度株を有するのか（瑣末な損害しか受けない可能性もある）といった事情も不明である。私はここまで不明確にするのは触れるなと言う趣旨だと受け取ったが、この点は意見が分かれ得るところであり、出題が不適切であったというしかない。

また、民法についても出題上の問題がある。一つは最後の時点で弁護士が問題をまとめているのであるが、この指示と、問題文の前半に書いてある指示との関係である。結局どう書いて欲しいのかわからなかったという意見を多く聞く。有力説と判例の整理という点についても、最初の構成をする際に両説検討して、Xに有利な請求原因にしたがって反論すればいいのか、それともいずれの請求原因についても検討するのか明らかでない。更に、瑕疵担保については内田教授等、一部の説を知らなければ請求原因を構成できること 자체、そうそう思いつくものではない。これを応用というのには無理がある。有力な少数説くらいは知っておくべきであるといふのであれば、従前の暗記主義の肯定に外ならないであろう（契約責任説を知らないものはいないであろうが、契約責任説にたっても後発的瑕疵については瑕疵担保責任を否定する説が多いのではないか？）。その他、内容についてであるが、会社法は設定の仕方以外は分量内容ともに適切であった。民法については履行遅滞解除に定期行為履行遅滞解除、瑕疵担保責任、危険負担、履行補助者の過失、特別損害、商事利息（損害金）の他、解除権の消滅等々、とにかく論点が多い。しかも民法を解き終らなければ民訴の問題を解けないことが法務省の規則で定められているため、民訴時間切れが続出するのはある意味当たり前である。問題としては一つとしても、答案用紙は二つに分けるというものもありうる方法ではなかろうか。民訴については非常に難しい問題が多くあった。しかし内容的には良問である。一番書きやすいのは設問3であろうが、多くの人がこの書きやすい問題を時間不足で書ききれず、全体としては出来が悪いことが予想されるが、これは民法の責任であり、民訴自体はそう悪い問題ではなかったと思われる。

刑事系についてはまず刑法の小問について論じる必要があると思われる。他の科目が設問という出し方をしている中で、刑法だけ小問という出し方をしており、これが不適切であるという指摘は的を射たものである。しかしながら、柱書きをきちんと読んでいれば、間違なく罪責について論じたはずであるから、読み飛ばした受験生に過失があることも間違はない。刑法と刑訴については独立の問題であるものの、同じ刑事系科目として4時間の中で解答することが求められている。小問のみに答えた者は、当該小問について詳しい論述をしているであろうし、余った時間を刑訴の事実認定に利用できたはずであるから、殊更小問の配点を増やすなどの措置を取るときは、過失のない受験生に逆に不利益を生じさせることとなり、妥当でない。対応は、次年度以降の問題作成に反映させることにとどめるべきであろう（出題の不適切さから言えば、文言に解釈の余地がある行政法や会社法の方が大きいのではないだろうか）。周りで試験委員等に救済を検討するよう上申する姿もみられ、受験生として気持ちは理解できるところではあるが、上述した通り、客観的には間違えた者が不利益を受けるべき事柄である。その他の問題形式上のミスは、刑法小問2の判例と比較してというのが、法律論を書くことを求めているのかどうか不明確であること（判例の当てはめていた要件を比較するだけでいいのか、その要件を導いた法律論まで一応書く必要があるのか）と、刑訴設問2の「認定に用いることが許されるか」という出題が、証拠のことを聞いていようとすれば不適切であることの二点である。証拠ではなく、事実を事実認定に用いることができるかどうかという出題になっているからである。

その他、内容については適切であったと思われるが、分量が多くすぎる点は他科目と同様である。不要な事実が少なすぎる結果、あてはめが重くなりすぎている感がある。必要な事実を抽出する能力が問われていたというよりは、とにかく問題文を書き写す能力を問われていたのではないかという気さえする。これでは法律試験とはいい得ないのではないか（処理能力を試す試験にしたいのであれば、筆記ではなくパソコンを導入すべきであろう）。（未）

- ・旧試験の性格が司法研修所入学試験であったとすれば、新試験は法科大学院修了資格認定試験であると言える。法科大学院の基本科目の授業を予習・復習含めてしっかりとやつておかないと、論文式試験は難しいと考えられる。その意味で、論文式試験は良い試験（法科大学院の理念に適合的）であると言える。（未）
- ・論文式の出題内容は概ね良く、しかも特別な受験対策が功を奏するという内容ではなく、ロースクールの授業を地道に取り組むことが要求されるような内容である。それだけに、短答式の試験の合格点の決定基準を明確にして、学生に落ち着いて勉強するようメッセージを送る必要があると思う。（未）
- ・事実を丁寧に拾って使い切ることを求めていることは分かるが、書く量が多くて大変だった。（未）
- ・昨年度より簡単になっていたような気がする。（未）
- ・誘導が随所に盛り込まれ、何を書いていいか皆目見当がつかないという事態は少なくなったと思う。出題に工夫のあとは見られるが、時間内に完全解を書ききることが著しく困難であることは変わっていないと思う。（未）
- ・内容面では、杞憂かもしれないが公法や刑事訴訟法を中心に出題箇所が早晚枯渇しないかが危惧される。今後は判例参照分析型の出題の充実等法的思考力を直接試す出題を研究すべきではないか（その場合、試験時間についても再検討を要することとはなろう）。（未）
- ・民事系大大問の場合は仕方がないかもしれないが、公法系、刑事系の大問は第1問・第2問合わせて4時間のところを、1問につき2時間にして休憩が欲しい。（未）
- ・概ね妥当な良問だと思う。（未）
- ・各科目につき、択一では細かな知識を正確に求める一方で、論文試験では過剰な誘導があるのは趣旨一貫しないものを感じた。特に、刑事の冒頭手続は確かに一度は習っているが、その順番は規則の範疇であって学習の優先度は低い。これに対し、「おれ帰る」事件は法曹志望者ならば当然に事案と判旨に精通しておくべき百選判例である。冒頭手続の順番は暗記してほしいが、「おれ帰る」事件は知らんでも良いとは、学生にどのレベルまでの知識を求めているのか混乱するばかりである。（未）
- ・論文式は、基本的な知識+思考力という感じで構成されており、短答式に比べてよかつたと思う。ただし、（旧司法試験とも共通の）問題点はある。（未）
- ・論文式についてはより基本的な問題へと変化した分、当てはめの部分の重要性が増したが、事案がそこまで複雑ではなかったため、民法以外の科目・問題はあまり評価に差が出ないような感じがした。
ただ、法科大学院で学んだ、事案分析力や、一つ一つの論点に関する深い理解というのは、論文式試験で生かされたのではないかと思う。（既1）
- ・全体に、時間が短く、論文の構成や文章を推敲する余裕はない。結果として、「考えていることをそのまま素早く記述する」という行動を強いられるといえる。このような文章の書き方は、一般的には良いものとは思われていない。
良い文章を書くためには、全体の構成をじっくりと考えて、決められた分量の中に納めるべく内容の取捨選択を行い、わかりやすい文章を練っていく必要がある。受験生が良い文章へと向かうためには、現在のような「時間との戦い」ではなく、余裕のある時間と限られた行数による「文章をまとめる力」を重視する試験にすべきである。現在の試験方法を目標に勉強しているものが、良い文章が書けるようになるとは考えにくい。むしろ、悪い文章を迅速に書く、という悪弊が身につくおそれさえ感じられる（法曹に「異常に文章が下手なもの」が散見されるが、このような試験方法と無関係とは思えない）。もっと、時間に余裕のある試験を行うべきであると考える。（未）

- 論文式試験の問題は、それ自体は良く練られた良問ぞろいだったと考えるが、合格率4割の試験であることを前提に考えるのであれば、採点方法にもよるのではあろうが、偶然性、運の要素が強く作用する結果となってしまい、不適切な出題ということになってしまったのではないかというのが率直な印象である。 (未)
- 論文式試験は、書くべき論点の指摘がなされていたので、どの事実を拾うのか、それを条文・判例・自分の良心に照らしてどう評価して結論を出すか、というプロセスが採点対象となっているのかな、と感じられた。よって、法的評価の対象となるべき重要な事実をできる限り引用し、条文もそのつど引用するようにした。このような問題形式は、未修者にとっては「勝負できる」と感じられるものであり、旧司法試験とは一線を画するものへと完全に変化したことを悟った。 (未)
- 論文試験は、予備校などと比べ物にならない良質の問題であり、学者の意地・プライドを感じさせられた。
しかし結局科目別に採点するのであれば、2科目で4時間通しの試験時間に合理性はあるのか。1科目2時間で分けても問題はないのではないか。休憩なしの4時間書き続けるのは体力を非常に消耗するので、再考されたい。 (未)
論文式試験では問題文に過度の誘導が記載されているのが目だった。民事系第1問（民法）・公法系第2問（行政法）ではそれが甚だしい上に、出題者の文章力の欠如により、問題文の意図がむしろ掴み辛いという悪循環に陥っている。つまり、受験生は問題文の誘導する方向以外のことは書いてはならないという枠をはめられているので答案に個性が反映できず金太郎飴的な答案が多くなるであろうと想像されるし、また、もし誘導の意図を読み違えた場合には全く救いようのない答案を書くことが避けられないである。 (未)
- 論文試験では、どの科目も、あてはめを重視する問題が出題された。その場で考え、事例に即した解答を求める点において、良いと思った。 (既1)
- 何を書けばいいのか時間内に把握することが難しかった昨年と比べて、どの科目も全体的に問い合わせ端的かつ事例、資料も読みやすく分かりやすいものとなっていた。実力を正確に問う良問だと思う。 (既2)
- 論文式試験の事案は昨年に比して単純化していて書きやすかった。 (既2)
- 論文試験の分量は時間内に書けるものになったと思う。 (既2)
- 公法系・民事系・刑事系を分ける意味があるか疑問である。 (未)
- 論文試験が思ったよりも試験っぽい感じだった。もっと、未曾有の難問が出ると思っていた。 (未)

【未修者を意識した問題】

- 未修者への配慮があまりにも露骨過ぎると思った。 (既2)
- 昨年と比べて、未修者にも書けるような内容にしようという意図が如実に感じられた。 (既2)
- 論文については、少々未修者に配慮しすぎている感が否めなかった（特に刑事系）。 (既1)
- 法学純粹未修者として意見を述べさせてもらうと、論文問題は、未修に配慮した内容であったと感じる。なぜなら、多く論点があるわけでもなく、また細かい論点ではなく、オーソドックスな論点であったためである。その結果、あてはめが勝負所となる以上、未修であっても問題ないと思える。 (未)
- 問題文中の「誘導」が多くなり、去年より易しく感じた。また、去年は判例の知識が問われる問題だったが、今年は現場思考を問う問題で、未修者でも解答し易かったのではないかと思う。旧司法試験用の勉強では対応が難しく、法科大学院での学習を試験委員が重視していることが明確に伝わってくる問題だった。 (既2)
- 未修者・社会人に有利（もしくは同じレベルで戦えるようになっている）な論文の問題だった。私自身は社会経験が少なく、知識・学説偏重になりがちなので、ひけをとったのではないかと思い不安である。 (既2)
- 論文については、未修でも何とか戦えるように配慮していただいているんだな、ということはよくわかった（特に民事、刑事）。 (未)

- ・短答・論文とともに、3年コース受験者を意識していると感じた。短答はマーク数、問題数が減り、民法など問題が体系順に配問されていた。論文は、論点というより、事実認定が中心となり、事前に勉強をしたことを書くと言うより、現場で考える問題となり、知識面で2年コースと3年コースの者で差が開かないようにしたと考えられる。また、問題文の量、設問数などを減らすことで、時間内に処理できるように配慮されていると考えられる（公法系・民事系、この点は3年コースを特に意識しているとは言えない）。（未）
- ・問題文中に多くのヒントが与えられており、全体的に知識より思考力を重視した問題だと感じた。問題文自体も長すぎず分かり易かった。法学純粋未修者での入学者を意識しているように思われた。この傾向が来年以降も続いてほしい。（未）

【新司法試験問題全般についての意見】

- ・短答・論文ともに基本書に沿って体系的に勉強していれば対応できるような問題であったと思う。私は試験前に司法試験予備校の模試を受けたが、その内容はいわゆる「論点主義」と言えるものであり、今回の試験とはそれが生じていた様に思う。（未）
- ・科目が多くないので、択一の負担を大きくし過ぎるのはやめて欲しい（特に、純粋未修は憲・民・刑だけでもしんどいのに、残りまで張り切って難しくされてしまう）。（未）
- ・予備校に「書き写し」を揶揄される問題はどうかと思う。（未）
- ・全体として考えさせようという出題意図を強く感じた。（未）
- ・今年は、刑事系、商法、公法（行政法）で明らかにあてはめの重要性を明確に打ち出した感じがした。来年から、学生も対応を変えると思う。（未）
- ・今年度の難度で選出できるのであれば、これを維持して欲しい。（未）
- ・理論や学説の対立よりも、通説・判例を理解して事案を処理することに重点を置いて問題が作成されているように感じた。（未）
- ・問題文における解答が限定する記述が多すぎ、自由に論じることが困難だった。（未）
- ・前年からの流れとして、問題文で誘導してくれようとしているのもよくわかった。しかし、中には誘導ではなくかえって混乱を招くようなものもあったと思う。特に刑法と行政法のそれは日本語が少しおかしかったと思う。時間のない極限状態での不可解な文章の真の意図を探らなければならなかつたのは辛かつた（いまだに問題文がおかしいのか自分の日本語能力が低いのか悩んでいる）。（未）
- ・法律論よりもあてはめ重視の試験になると試験委員がどのような基準で判断しているのか、より不明確になるのではという感じがする。（既2）
- ・昨年より格段に事例が分かりやすく、落ち着いて解答できた。（既2）
- ・問題が複雑でなくなった分だけ、どのように思考したか、それをどう表現するかに配慮すべきと思う。（既2）
- ・昨年度と比較して、今回の試験は少し質が変わったように思った（論点よりもいかに事実を拾うかということがより重視されていると思った。）。（既2）
- ・昨年と問題形式が全体的に変化していたと感じた。
一見した感じでは作業量が減少したように思えたが、解答後は実際に答案を書くまでの作業量は結局減っていないかったと感じた。
去年より問題文の誘導がわかりやすかつたが、どこまでのっていいのか却って迷うこともあった。（既2）
- ・難しかつたです。（既1）
- ・長い試験時間の相当部分を、「具体的な事実を踏まえた当てはめ」ということで、問題文中の事例の文章を書き写すことに使うことになり、大変苦痛である。（既1）
- ・法的知識や規範が頭に入りにくくても受かる試験であったと思います。（既1）
- ・現行と比べて択一の科目が大幅に増えた点が直前になって自分の首をしめた感じがする。あと、もっと論文の書く練習（特に時間配分）をしておくべきだったと感じた。（既1）
- ・設問の書き方が分かりにくい。（既1）
- ・全体的に、問題文にヒントが与えられすぎている感があり、論点を抽出する段階では差がつかず、それが適切であるかは疑問である。（既1）

- ・いわゆる予備校教育を完全に否定するような出題だったと思う。ロースクールで授業に真面目に取り組んでいれば対応できる内容だったが、問題の趣旨を確実に捉え、解答することは、3年間一生懸命勉強していても、やや困難なレベルであった。他方、未修者への配慮も感じられ、十分考えてから書き始めて、時間が足りなくて回答しきれない量ではなかったので、量的には適切であった。（未）
- ・択一が難化して、未修者としては厳しいと感じた反面、論文はヒント・誘導が多く、当局の未修者を少しでも多く合格させたいとの意図を感じた。ただ、ヒント・誘導には解答の上で惑わされることも多かった。（未）
- ・法律論が少なくなり過ぎている。（未）
- ・去年まではいわゆる論点といわれるところがきかれており、民事系でも事業譲渡の「事業」の定義くらいかけないとダメだと書かれていたので、一応論点といわれるところはおさえておかないといけないのだろうと思ったが、今回実際に受けてみて、通常の論点が見当たらず驚いた。おさえておくべきところとそうでないところの区別が難しい。予備校でもなかなか新司に対応した問題は作っていないようだし、未だ問題形式が定着していないことから、学校でも対応には苦慮するだろうし、未修者には本当に厳しい試験だと思った。（未）
- ・受験回数は、1回目だが、昨年度の問題と比較して、ヒントが増え、問題量（事務処理量）がかなり減少した感じがする。その分、難易度が低下したのかと言えば、行政法が難しかったという声をよく聞く。（未）
- ・予備校的な受験テクニックを求めているというよりは、実務等LSでなされた（あるいは、なされているべき）教育を意識した出題だと思った。（未）
- ・昨年度の試験や法科大学院の試験と比較して、非常に事実認定に寄った試験だと思った。法律についてはほとんど問題中に書いてあって、知識がまったくといっていいほど不要な科目もあった。実務を見ていない時点で、事実認定をそこまでやる必要があるのか疑問に感じる。逆に法律論を問わなくて、法律がわからない法曹が生まれる危険もあるように思う。（未）
- ・よく練られた高度な問題でいわゆる完全未修・高齢の私には正直歯が立たなかった。実力がそのまま出たのでは。この問題・合格率では完全未修・社会人の志望者が減るのは必至。結局人数が増えただけで多様化は進まないので。（未）
- ・昨年度の出題と比べると、どの科目についても少ない論点についてじっくり考えさせる問題という印象が強く、知識偏重ではなく、リーガルマインドを試す傾向が強く出ていると思った。ただ、論点が少ない分、知らないければ終わりという危険があるので、各法科大の授業の中で、どのような論点・問題点を扱うかが非常に重要なと思う。（未）
- ・論文試験はかなり基本を問う形になっていて、純粋未修者でも力が出せる試験だったのでに対して、短答試験はかなり知識偏重型になっていて、バランスが極端な気がした。知識の多い既修者ばかりが短答試験をクリアするのでは、論文試験を純粋未修者に不利にならないような試験にしても、結局意味がないと思う。あらかじめ受け控えをする人が多く出ているという事態にも疑問を感じる。（未）
- ・法務省HPで参照できる司法試験委員会の議事録にあったように、必要な知識とそれに基づく思考能力を問う試験にはなっていたものと考えている。法科大学院における教育も、それに即したものとして行われていたと考えているので、私の修了校に限定しての話ではあるが、とりあえず理念通りの運用がなされていると評価することはできるのではないかと思われる。（既1）
- ・とても難しい問題であると感じた。現在、新試験の問題水準に合った教材が存在せず、予備校に頼っても予備校も水準が低い。どのように勉強したら新試験に対応するためのトレーニングができるのかがいまひとつわからない、というのが、私も含めた受験生的一般的な感想ではないかと思う。まだ始まったばかりの制度でありやむを得ない部分もあるが、勉強の指針的なものを示さないと、また予備校がはびこり、金太郎飴答案が続出するようになる日も近いのではないか。金太郎飴答案を嘆く先生方の気持ちはよくわかるが、原因はどこにあるのか、もう一度検討し、対応していただきたい。新制度の今後にとても不安を感じている。（既1）
- ・昨年の問題よりも、基本的理解をまっすぐに聞く問題であって、その点で適切であると思う。（既1）

ある大学院で、たまたまその論点を取り上げていたら、その大学院の得点が飛躍的に伸びるような問題のような気がした。

私だけでなく、周囲の感想としても、偶然に左右されるテストで、法律能力の確認としては不適切な問題が多いとの意見が目立った。（既1）

問題文の事情をどれだけ使えるかが重要だと思った。（既1）

- ・ もはや、旧試験のように論点主義的な問題を演習してもあまり意味がない。これからは、大きな法律の体系を意識しつつ、事案を分析する能力が最も求められているのではないかと思った。（既2）
- ・ 昨年度と比べて設問中の誘導が多くかった。思考力を試すという趣旨からすると、誘導があまりに多いというのは問題があるようと思われる。（既2）
- ・ 昨年度の試験に関する法務省のヒアリングにおいて、試験委員の方が出題形式の改善を懸案事項として挙げていたが、今年度の試験でその一つの改善案が示されたと思う。（既2）
- ・ 昨年度に比して具体的な事実をより詳細に検討することを求める、あてはめ重視の試験だった。（未）
- ・ 問題文における誘導が多く、かえって何を論じるべきかわからなかった。（未）

【法科大学院教育と試験の関連について】

- ・ 論文は学校の授業で十分だが、短答については個人で対策する必要性を強く感じた。（既1）
- ・ 現場で考える訓練をどのようにすればいいのか分からぬ。法科大学院のソクラテスメソッドだけでは現場思考を身につけるのには不十分である。答練など試験に適合した現場思考を身につける機会を作ってほしい。（既1）
- ・ 短答試験に対して、法科大学院の授業では、ほぼ対策がなかったといえる。しかし、新司法試験における短答の割合は大きいので、せめて未修者には勉強方法などの情報提供を積極的にして欲しかった。もっとも、他に何ができたか、といえば思いつかない。（未）
- ・ 出題の内容自体は、短答・論文とも概ね良いとは思う。

しかし、短答対策は、その性質上、授業だけでカバーできるものではなく、各自の自習にゆだねられる。今回も受け控えを含めると2000名近くの学生が短答式をクリアできていない。今後、受験者数が増えると、ますます短答の競争が激しくなり、ロースクールの3年次は、短答対策に走る学生が増えることが考えられる。

学生が落ち着いてロースクールの授業に臨めるようにするために、司法試験委員会は、今回の210点（6割）の得点を合格点とした意味を明らかにすべきだと思う。司法試験予備校では、来年以降、ますます、短答の競争が激化して短答対策を十分するよう宣伝している。学生も今後の合格率の低下とともに、短答の合格点が上昇するのではないかと危惧し、ますます短答対策に走ることになる。これでは、司法試験の試験科目以外の科目や、模擬裁判等の授業には参加せず、短答対策に時間を割く学生が増えるものと考えられる。

短答6割を今後も基準として維持するのであれば、短答対策ばかりしなければならないという点数ではない。しかし、今後は倍率が上昇するにつれて合格点が上昇するのか否か、わからない状況では、他の学生が短答対策に力を割くようになる。そうすると、受験生の心理としては出遅れないよう短答対策が気になってしまふ。新司法試験における短答試験の意義をもう一度整理していただきたい。そうしないと、学生はいかに試験の点取りをするかばかり考えることになり、当初の法科大学院の理念からはずれることになる。

（未）

- ・ 未修者（純粹）にとっては、択一が勝負だと感じた。択一は条文、判例が大切であるが、この反復について、ロースクールの勉強との両立は難しいと感じた。つまり、ロースクールは新しい理論、新しい判例、新しい問題点等を「なだれ式」に学生に提供し過ぎではないかと感じた。地味な条文知識の定着を、学者先生は軽視しているように思う。（未）
- ・ 法科大学院での授業、実務家からの教授が、本試験に有効だったという思いもある。（未）
- ・ 学校の勉強だけでは、テクニカルな部分が足りない。対応していないと思う。（未）

- ・法科大学院の授業との関連という意味では、かなり授業とつながりのあるテストであったと思う。どういった知識、理解を要求しているか、メッセージが読み取れる問題が多かつたと思う。（未）
- ・昨年度に比べ、論点以外の部分、つまり予備校では対応できない部分が増えたのは認める。それは短答においても若干見受けられた。
しかし、今の大学院の教育では短答に対応できていない。しかも、22そこらの若い人間ではなく、かなりの人数が家庭があったり、仕事が必要な年齢の者ばかりである。このような人間にたった2ヶ月でも勉強だけやって試験に望めるようなゆとりはない。現に2ヶ月生活するお金がなく、それで仕事を得るために受験をあきらめた友達がいた。（未）
- ・細かすぎる内容を問う択一試験を例に挙げても、どのような試験制度（形式や内容など）を構築して、どのように選抜するかというのは、将来この国を背負っていく実務家の質に直結する。もし、知識偏重型の試験であれば、それにあわせようとする受験生ばかり（その能力に長けたものばかり）が実務家として登用されることになるし、短時間での作業能力を重視する傾向の試験であれば、効率のよい働き方をすることができる者のみが登用され、熟考タイプの受験生はふり落とされることになる。
法科大学院での授業のスタイルを変えるべきなのか、それとも司法試験を変えるべきなのか、あるいはその両者か、きちんと検討する必要があると思う。（未）
- ・短答・論文とも、法科大学院で勉強したことが露骨にそのままきかれている問題が多いと感じた。ここまで露骨だと、かえって大学院の顔色をうかがいすぎという気さえする。
（既1）

【問題の量に比して試験時間が短い】

- ・具体的な事案の事情について言及を要する部分が多い。これ自体は実務家登用試験である以上、当然であるが、気づいた点、書きたいことを答案化するには時間が少ないと感じる。確かに限られた時間内で文章を完成させる能力も実務家としての素養として重要であることはわかるが、書きたいことがあるのに時間に追われて書ききれないというのは、酷なのではないかと思う。問題の量や質を変えるのが難しいならば、日程を増やしても解答時間を増やすべきだと思う。（既2）
- ・事案・事実関係を完璧に把握し、論じきるには、時間が足りないと思う。（既1）
- ・時間が短すぎる。（既1）
- ・時間が足りない。書きたいことが思いついても書けない。書こうと予定したことが書けない。（既1）
- ・短時間での処理能力が問われているのだと思うが、設問と時間のバランスがいただいた本当にこれで良いのか再検討していただきたい。設問はより難しくてもかまないので、時間を延ばしてもらいたい。じっくり考えようにも、時間的にそれを行なえない人が殆どだと思われる。

【試験委員のいる大学との不公平感についての意見】

- ・試験委員が実質的に問題を漏洩していると言つていいような大学院がいくつかあると噂に聞く（1回目も含めて）。徹底的に調査してほしい。法曹を造る試験として、こんな不正が行われていいのか。（既2）
- ・考查委員による情報リークの噂が常時広がっている現状は異常である。考查委員の自律を求める。（既2）
- ・インターネット上で、某法科大学院において試験委員の学者教員が試験直前期における学内の答案練習会（もしくはゼミ）に関与していたという話を耳にしたが、仮に事実だとすれば特定の法科大学院の学生を不当に有利に扱う行為になると考えられ、許されないのでないか。（既1）
- ・一部の院に試験委員が集中しており不公平である。今年も●●では間接的とはいえ漏えいが起きている。学生自身も認めているように、試験委員がこのような曖昧ではあるがアンフェアなことをしてしまうことの問題性は大きい。試験委員は公表すべきでないし、試験委員にも試験委員であることの守秘義務を負わせなければ、不公平がつづく。

- ・全体として、理解や思考力を問うのに適した良問だと感心しました。ただ、民事訴訟法と刑事訴訟法に関しては、明らかに同じ時間内の民法・刑法との関係で論じるべき内容が少なく、難易度も低かったように思います。両訴訟法に関しては、果たして本当に充分に実力を問えたのか疑問です。

また、答案の頁数が増えたことに伴って、採点基準が不明確であることに不審を覚えます。どのような方向性で答案を書けばよいのか、皆、手探りの状態ではないかと思います。問題に示されていることを超えて、未修者を合格させるために過度にあてはめを重視した採点になるなど、不公平な扱いがされはしないかという不安があります。

更に、試験委員の教授が自らの法科大学院で問題を漏らすなど不正を行っていると聞きます。○○大学の学生は商法の試験直後、院の定期試験と殆ど同じ問題であったことを興奮気味に話し合っていました。△△大学では、試験委員の憲法教授が非公式に少数の者に対して特別の答案練習会を行っていたらしく、それを受けた学生は「憲法は解きやすかつた」と感想を述べているそうです。その他、□□や××でも本試験と同様の問題を扱っていたと聞きます。

これらが不正行為なのか、それとも単に通常の履修内容の一部に過ぎないのかは、厳正に審査されなければならないと思います。そもそも試験委員が特定の法科大学院で直接指導に当たること自体、疑いの目を向けられて仕方の無い状況です。これを正当化するためにも、不正を疑われるような行為はすべきでないし、また、疑わしきは正す態度で監視に臨む必要があるのではないかでしょうか。

最初に述べたように問題は素晴らしい出来で、出題者の苦労も伝わるものですから、なおのこと公正な試験であって欲しいと望むものです。弁護士会の皆様におかれましても、できれば今後、以上のような点についても目を光させていただければ幸いです。（既1）

- ・現在、今回の新司法試験で問題の漏洩があったのではないかとの疑いがいくつか生じているらしい。そのうちの一つについては内部生がブログにより漏洩の事実を指摘していたというものであり、これは自分の目でも確認した。不利益事実を自ら摘示したのであるからこれが真実であるとまでいうつもりはないが、読んでみて確かに強い疑惑を生じせるものであるとは感じた。漏洩については昨年もヒアリングで取り上げられるなど問題になつており、既に司法試験委員会にもこの情報は入っているようであるが、東京弁護士会としても真偽の調査はしていただきたいと思う。同ブログには試験委員が2月（この時点で論文問題は作成が終わっていると思われる）から答案練習会をしたという記載もあり、これも重大な違反事項であるから、あわせて調査いただきたい。我々ロースクールの一期生は制度の発展に多大な努力をしてきたのであり、ようやく学部生にも受け入れられつつあるこの時期に、制度へのあらぬ疑いがかけられることを悲しく思う。このような不正の事実がないのであれば、そのことを明確にすべきであるし、逆に事実があったのであれば、それがどのようなロースクールであろうとも厳重に罰して、自浄作用があることを示す必要があるのでないだろうか。（未）

- ・慶應大学の教授が、事前に試験の論点をリークしたという噂がありますが、本当でしょうか？（未）

- ・第2回新司法試験の試験問題が慶應義塾大学で考査委員から学生に漏洩されていたのではないか、という疑惑がネット上で騒がれています。発端は、慶應ロー卒業生からのいわば内部告発であり、目を疑うような事実がブログに記されています。現に、私が友人から手に入れた、慶應で行われたという勉強会の資料の一部には、今回公法系において出題された都市計画法4条12項を見ておくべしとの旨が記載されました。

このようなことは単なる偶然であり、問題漏洩などは事実無根であると思いたいですが、このような噂が出ること、あるいはこのような疑惑を招くような行為をすること自体が問題であると思われます。

司法試験考査委員が学内において正規の授業とは別個に答練を行ったりすることは無用な疑惑を招くこととなり、非常に大きな問題であると考えます。また、受験生としても試験委員が行う答練等の資料を集め、それのみを徹底的にやるという非常に歪んだ勉強方法に走ることも十分に考えられることです。

この疑惑についてはなんらかの調査等が行われ、真摯に合格を目指す受験生にとって納得がいくような、公正な試験制度にしていただきたいと切に願っております。

このような疑惑が放置されることは何年も合格を目指して勉強してきた一受験生としてはやり切れません。何卒宜しくお願ひ致します。

参考URL : <http://www34.atwiki.jp/vipepper/pages/11.html> （未）

- ・試験委員がそのまま教えてているのは、あまりにも不公平である。昨年度の間接的漏えいはひどすぎた。（既2）

- ・司法試験委員のいるロースクールとそうではないロースクールに事実上の、司法試験適応性の差異があるよう感覺する。

（司法試験委員の授業のレジュメを復習すれば、司法試験の出題範囲を網羅できることになると考える。すると、委員のいないロースクールの学生は、とにかく基本書の全範囲を網羅しなければ、試験対策として非常に不安となるから、比較的に、彼らの試験対策に費やす負担の量が増すといえる。）

これに対応する策として、司法試験委員のいる科目は他校のロースクール生も科目履修生として受講することができるとか、あるいは、日弁連のように中立的な機関での、委員に

【合格率についての意見】

- ・年3000人の合格枠は多過ぎる。（未）

【受験回数制限についての意見】

- ・論文の採点の都合があると思われるが、3回という受験制限の中で足切りの点数や部分点の公表がなく、受験生の出来、不出来でこれらが動かされると運の要素が非常に大きくなってくるのではないか、という疑問を感じずにはいられない。（未）
- ・回数制限は撤廃してほしいと思います。そうしなければ、今年のような大量の「受け控え」の発生は解消されず、大量の浪人生を生むことになると思います。（未）
- ・受験回数の制限をなくしてほしい。（未）
- ・合格数者は旧試験の程度に留めておいて、5年3回の枠をなくして欲しい。合理性に疑問がある。（未）
- ・〇〇大のプログラムでは、卒業後のわずか3ヶ月では短答対策で手一杯で、論文対策まで手が回らなかつた。LS教育を変えるべきか、試験を変えるべきか分からぬが、でも、どちらも内容は悪くはないので、問題は、7割程度は合格、という制度設計が狂ったところにあると思われる。5年で3回ルールの救済策が欲しいところである。（未）
- ・新司法試験の受験回数が5年間で3回までは少なすぎる。せめて、5年間で5回くらいまで受験回数を増やしていただきたい。（既1）
- ・30～40%の合格率で3回の受験制限があるというのは無茶である。（既1）

【採点基準や回答等の公表について】

- ・予備校の利用の弊害は自分も感じているが、例えば論文の優秀な答案などは個人が特定されない形式で法務省側が公表してもよいのではないかと思う。具体的にどのような答案が評価されるか受験生はみんな不安である。法務省側がその点を配慮しないと、「予備校に行くな」というだけでは説得力に欠けるし、受験生の不安は解消されないと思う。複数の優秀な答案を示すことにより、解答が一つでないこと、予備校型答案が必ずしも評価されるのではないことを法務省側が示すべきと考える。意欲をもってまじめに勉強をしている受験生がその努力が報われるよう、努力の方向を誤らないように道筋を示すことが司法
- ・択一試験のアシキリ点が去年同様だと高すぎると感じた。3日間に渡って、一生懸命書いた論文が、大量の択一アシキリで読んでもらえないのは、受験生が可愛そうな気がする。択一の点数は総合点に反映される制度に変わったのだからアシキリは少数の極端に出来てない者だけに行えばよいと思う。（不明）
- ・昨日の発表を受けての感想であるが、部分点をつけすぎである。択一は択一で、論文は論文できちんと差がつくように評価すべきであり、無理矢理部分点で底上げしたり、差を縮めるくらいであるならば、最低ラインを切り下げる対応すべきではないか。また、不公平な部分点の付け方も見られる。例えば民事系の最終問題で部分点を2点ついているが、これではアトランダムにマークしても2点入る計算となる。本来であれば肢1つ1点として部分点1点とするのが限界であろうと思われる。今回のこの部分点攻勢は、結果として択一合格者平均点を昨年よりも5点も上昇させた。この結果は択一に危機感を感じている未修の択一偏重主義を加速させるものであり、制度全体としてマイナスの結果を招来するのではないかと危惧している。（未）

- ・短答の解答だけでも早く出した方がいいのかな、とは思った。見たい人は見られる（webでアップとか）状態で。もちろん本当に足切りされたかどうかは6月までわからなくとも、2日目以降の気分として明らかに無駄ならずんなり諦めつくし、逆なら安心して受けられると思うので。（既1）
- ・採点基準の不明確さに不安がある。どの論点に配点したか、ある論点に配点しなかったのはなぜか、論理的に合格発表後説明して欲しいし、それがされなければ公正な試験であるとの担保が無い試験となってしまうと思われる。（既1）

【予備校の必要性についての意見】

- ・合格者の声として伊藤塾の塾長が出しているテキストだけで受かる力がつくから院の勉強は適当にやるべきというのも聞く。何を信じたらよいかわからないという印象も抱いている。予備校に行く人は年間50～100万円近く払っていて、学校の講義は殆ど無視している状態。（未）
- ・完全な未修者でも、基本を押さえいれば、全く歯がたたない問題ではなかったと思う。もっとも、法科大学院の授業ではカバーできない点が多く、結局は予備校へ通っていた。特に、短答の知識に関しては、結局個人で記憶するしかなく、多くの受験生は、いわゆる予備校本を使っていたと思う。また、論文のアウトプットに関しても、法科大学院だけでは貢えるものではなかったと思う。（未）

【試験日程についての意見】

- ・合否発表をもう少し早めてほしい。（未）
- ・短答と論文の時期は何とかずらせないので。例えば、3月末修了式後に短答（足切りライン未満と未修了はそこで終わり）、5月に論文。やっぱり、一時期にやるのはしんどい。（未）
- ・何より、短答式試験の合格基準を満たしているかどうかを気にしながら論文試験を解くのは精神的に辛い。
あくまで短答式試験を残すなら、旧司法試験のように、短答式試験と、論文式試験を、分離し、別日程で実施して欲しい。（既1）
- ・5月中旬に4日間もかけて論述までテストする必要があるのか疑問であった。（既1）
- ・予想以上に過酷な試験だった。初日の短答はわずかな気の緩みが不正解に直結するという点で緊張を強いられる。この試験をほぼ一日、最初から最後まで緊張感を維持して受けるのは想像以上に苦しい。（未）
- ・択一試験で足切りがあるにもかかわらず、択一と論文を同一日程で行なうのはどうかと思う。受験して思ったが、論文試験を乗り切るためにには、相当な精神力と体力を要する。それにもかかわらず、択一で足切りされてしまうと、論文にかけた労力が無駄になってしまう。足切りとして択一試験を利用するのであれば、択一と論文を分けて択一を突破した者のみ論文の受験が可能にすれば良いと思う。（未）
- ・短答・論文合わせて4日間の日程は過酷である。できれば少しでも良いので、期間をあけて欲しい。例えば、2週間にわたって4日間というように。（未）
- ・体力的にきついという声が多いが、中日に1日休みを取れるのきついとは思わなかった。大学院1年目の後期定期試験の方が12科目もあったので、きつかった。緊張していると体力的なダメージを感じにくくなるらしい。（未）
- ・試験期間が中休みをはさんで5日間と長期間であり、緊張のため、現地入りしてから殆ど食事ができず、眠れない日もあったため、精神的にきついばかりではなく、体力的にとてもきつかった。こんなにきつい試験であっていいのかと思った。
私だけでなく、周りの人も受験生と思われる人は、食事をしていない人が多く、試験中に倒れた人もいると聞いた。できれば、択一試験と論文試験は別の日に行って欲しい。（未）
- ・全5日間（途中休憩日含む）の日程であったが、途中にもうけられた休憩日が大変貴重であった。正直、これがないと精神的にも体力的にも全日程をこなす事は相当の困難を伴うものだと思われる。（未）
- ・中日に休日を設けたのは非常に助かった。「甘いのではないか」との声もあるが、4日間プレッシャーに晒され続ける受験生の負担は想像以上だった。4日連日にして死人は出ないだろうが、後半の科目はそれなりの出来栄えにしかならないと申し上げたい。（未）

- ・間の休みはいらない。（既1）
- ・短答の結果発表、通知が遅い。受かった人だけが論文を書けば良いと思う。（未）
- ・（試験期間が）4日間で長い。（未）
- ・朝が早い。（未）

【会場の設備等について】

- ・大阪会場は、トイレが少ない点を除けば問題なし。監督の方の対応もていねいであり、試験に集中できた。しかし、100人以上大阪に集めるくらいなら、京都に会場をつくってほしかった。（既1）
- ・会場は貸切が良い。今年、大阪は3階のイベント、その撤収作業によりとてもうさかつた。改善すべし。（未）
- ・（大阪会場）大教室は空調の調節が困難であることは理解できるが、さすがにあの長丁場の試験を汗がしたたるほど暑い環境で受けることは肉体的・精神的に必要な負担がかかるので、なんとかしてほしい。（既1）
- ・TOC会場で受験したが、大部屋にもかかわらず暑かった。大汗をかきながら答案を書くという経験は初めてだった。問題が簡単だったので救われたが、これで難問だったら見当違いの答案を書いていた。（未）
- ・東京会場のうち、TOCで受験したのだが試験監督を含む試験運営に問題があるように感じた。不正防止という観点から厳正に運営するという姿勢は理解できるが、非常に高圧的で規則遵守第一の態度が目についた。例えば、用紙の配布・回収の妨げになるということで机に接する形でおいてある鞄について「通路においてある」という理由で試験中に邪魔になる足下に置かされたり、試験終了後も「混乱による危険回避」という名目で、30分以上退室が許されなかつたりしている。（未）

会場運営に不手際が多かった。私の受験した教室（TOC会場の第7教室＝知的財産法選択）では試験官の不手際から選択科目の論文式試験の開始時間が3分遅れた。試験の終了直前には受験生の多くは3分延長されることを失念してしまうのが当然であり、これにより不利益を蒙った受験生は少なくない。試験官の事前打ち合わせの徹底を望む。（未）

- ・机は1人に1つ欲しい。隣人次第では揺れて困る。大学のような固定された机なら問題はないが、貸し会場の折りたたみ式机では深刻な問題になりかねない。（未）
- ・会場設営、ならびに当日の運営にあたってはスタッフの方々がとても親切に対応していただき、試験内容以外に気を煩わせることなく日程を完することができた。（未）
- ・各会場の設備にもよるが、喫煙所の設置に関しては、慎重な検討が必要。もとからビル全体会が愛煙家のための建物のような場合、非喫煙者にはそのような環境で長丁場の試験を受験するのは大変苦しい。

喫煙所は設けてあっても、空調設備が不十分なため、煙が教室までながれたりする。試験とは無関係のビル利用者の喫煙を禁止することは難しいとは思うが、せめて受験会場と同じフロアには喫煙所を設置するのはやめていただきたい。非喫煙者の受験生のためにも。（未）

- ・トイレの使用原則禁止が私にとって最重要課題だったが、実際に受験したところ、試験時間中気兼ねなく行くことが出来たので、本当に良かった。また、昨年の試験会場は試験監督も厳しい雰囲気で辛かった、という話をたくさん聞いていたのでビクビクしていたが、今年は女性の試験監督も多く、どちらかというと居心地が良かった。もしかしたら、法科大関係者や弁護士会の方々がトイレのこと等、受験生の人権が侵害されないように申入れをしてくれていたのではないかと勝手に推測している。（未）
- ・やはり催事場での試験というのはあまりいい感じではなかった。例えば、毎日高層階までエレベーターで昇降しなければならず、帰りは教室順での案内であったことがとても嫌だった。ただでさえ疲れているのに、早く帰れないのは辛いことである。全てはエレベーターに乗らなければならないということが原因である。（既1）
- ・試験管理がずさんだった。電波時計を持ち込んでいたが、数分早く始められてしまったり、短答式の民事系の時には、机の上にティッシュボックスや袋入りティッシュを置いても別段注意されなかったのに、次の公法系の試験が始まつてからそれらを指摘して禁止しました。また、試験修了の5分前の合図を失念することもあった。それから会場の机と椅子が硬すぎた。座布団がなければとてもつらい。（未）
- ・受験環境が相変わらず悪い。（既2）

- ・京都には法科大学院が5校あるので、関西地区の試験会場を大阪に一本化するのではなく、京都会場も設けた方が良いと思います。（私的な不満で恐縮ですが。）（既1）

【試験監督について】

- ・試験監督員の方たちの監督が全体的に甘いと感じた（大阪会場）。持込みのテキストを試験開始直前まで見ている人や、試験終了後も書き続けている人が多数いた。（既1）
- ・試験の運営に関しては大変厳肅であり、適切であったと感じ当日会場にいた試験委員の方々には感謝している。（既1）
- ・教室ごとに監督の仕方が違う（トイレへの付添、持ち物チェック）。日を追うごとに注文（注意）が増えていく。最初から一定してくれないと不安。最初の日は、問題用紙が配布されても参考書を読んでいる人がいるのに監督員が素通りして何も言わない。（既2）
- ・試験監督が丁寧になっていた。（既2）

【その他】

- ・準備期間が足りなかつたという印象が強いです。

3月初旬に卒業が決定したため、司法試験の準備に専念できたのは2ヶ月間のみです。○○大学は3年後期においても模擬裁判、必修科目があるため試験勉強をすることがなかなかできませんでした。必修科目も司法試験に関係することであればよいのですが、出題蓋然性の全くない演習を数多く出されたあげく、3年後期にいたって大量の留年者を排出するという行為を行うため司法試験に専念できません。さらに、3月には卒業のための口述試験も課されるため、学生に課される無意味な負担は半端なものではありません。

その結果、試験対策に多額の予備校費用を支出しなければならないため、国立大学に進みながらも受験生の経済的負担はかなりのものになります。

○○大学は地方の大学であるため、元々は学位授与機構に従い受験指導は行わず、単位を出す代わりに自らで勉強させるという建前だったはずなのですが、昨年の新司法試験合格率が国立大学最低の合格率を出してしまったため、受験指導もしないのに大量留年を排出するという行為に及んでいるようです。

しかし、昨年8月には単位認定に関して当時2年生の学生に自殺者がでているにもかかわらず、さらなる犠牲者が生まれかねない不合理な大量留年を排出するという暴挙でています。

新司法試験は法科大学院を卒業しないと受験できないという、特異な資格試験であり、また大学は外部と閉ざされた世界であるため、単位認定、卒業認定を盾に取った人権侵害行為が容易に行われるようになっていると思います。また地方大学の教員のレベルは著しく低く、法科大学院で得るものは少ないことを考慮すると、新司法試験はあまりよい制度とはいえないと思います。（既1）

- ・現時点では無理なことかもしれないが、筆記方式をなんとかしてもらいたい（ワープロの導入など）。どれだけ勉強しても生来的に字を書くことが苦手であると、時間内に丁寧な字で要求されている内容を解答することができない。（既1）
- ・体調管理が重要。（未）
- ・定規は封緘シールを切るのに必要だと思う。また、訂正する際にも必要である。禁止する意味が分からない。（未）
- ・法科大学院の講義を信頼した者が合格する。（未）
- ・生の事実に対応する訓練が必要。そして技術的な面として何を詳細に書いて何を簡単に書くかを判断する訓練、簡単に書く場合に、何をどれだけ書くかという訓練が必要。（未）

- ・たしかにこの制度に参加することを選んだのは我々で、リスクも背負うという発想は理解できる。しかし、当初アナウンスされていたこととあまりにも現実が乖離している。これでは本当に国家的詐欺行為である。このまま司法試験に受からず高年齢で就職活動をして、たいした仕事もないのは明白である。これを大学側は法務などの需要があると逃げているが、そのような需要がいまだないことは求人を見れば明らかである。このままこのような厳しい状況を受験生に押し付けると、自殺者や犯罪者を司法浪人の中から生産することになると思う。質の確保とともにまともらしい言い訳を法務省がしていたり、事務員としても雇う気もない各弁護士事務所しかないこと、もうさじを投げている大学関係者、これら全部が我々の夢を踏みにじっている。本当にこのままでいいと思っているのか。我々を見殺しにするのか。本当に我々は卒業後に大変な思いをしている、この現状を知ってもらいたい。（未）
- ・法曹という社会的責任の重い資格試験であるのだから、人数で合格ラインを区切るのでなく、点数で区切るべきだと思う。合格率が3割にならうがなんらうが、法曹になる実力のある者だけを合格にすればいい。試験の前から人数やら合格率やらの話題ばかりが先行することに個人的に疑問がある。（既1）
- ・昨年（H18年）の司法試験公法系の設問1の考察で、「受験生は誰一人正答に辿り着いていなかったうえ、予備校の模範解答（弁護士が作成）も全て誤り、法科大学院の模範解答でも誤っているものが見られた」とのコメントをした人が居るが、そのような問題を作成したこと自体が、司法試験委員の落ち度である。本年度の試験でも、正答率が極端に良かったり、極端に悪かったりした問題があったならば、問題作成者は、なんらかの責任を明確にするべきである。（既1）
- ・法科大学院の教員の中で、3系統7科目とも受験者並みに解答できる人間がどれほどいるのか。法曹が有すべき知識を問うてるなら、教員は当然できなくてはおかしい。でないと、教員が法曹としての最低限を満たしていないことになってしまう。本来ならば、各教員も受験生と同様に7科目すべて解いて、自己点検に努めるべきであり、厳しいようだが合格推定点すら取れない教員は、教壇から降りてもらうというのが理想である。7科目ともに回答しないで、大学院生・受験生に、基礎ができていないなどという教員が増えないことを祈りたい（他大学院の話だが大学院生を馬鹿にするような教員が結構いると言う話を聞くので）。（既1）
- ・第三者評価機関は、小さなロースクールを調査する以前に、試験委員の授業や指導を徹底的に調査監督すべきである。試験対策をしているのは試験委員である。私のような院において、先生方は真面目に理念にのっとり、専門的な先生方の実力を發揮しているのに、真面目にやればやるほど試験と乖離していくジレンマを抱いている。
不公平ではないとの反論に対しては、選択科目において試験委員のいる大学では、学生の選択する科目が偏るのは何故かとの問い合わせを発したい。
- ・新司法試験は、知識力、思考力だけではなく、体力、精神力も必要である。5日間、重圧の中で約150問の短答と約60枚の論文をこなす体力、そしてミスを抱えての次の日の勉強に耐える精神力、これは旧試験ではあまり必要なかったものではないか。だからと言つて、法科大学院の中で、体力と精神力を鍛えることは本末転倒であろうが。（不明）
- ・正直申し上げて、合格率がここまで低いと3年コースは早晚閉鎖すべき事になると思う。文科省が「社会人出身者のロー受験が減ったのは及び腰になっているようだ」とコメントを発表しているが、怒りを感じた。競争試験ですから厳しいのは当然だが、単純に考えても早晩合格率が10%くらいまでに落ち込む制度に対して、対処法としては入学者数の規制以外ないと思う。私が言いたかったのは、旧試験の実力者と未修者を同じく競わせるることは困難が伴うけれども、今回のような択一で勝負を決める方式は望ましくないということである。（未）
- ・ロースクール入試段階で旧試験受験歴の長い者を切り捨てるのは、不公平である。試験ができるかできないかを見るべきである。職歴がなくても血道をあげて勉強してきた者がたくさんいるのに、ちょうどロースクール時代に大学生であったがゆえに優遇される合理性があるのだろうか。
- ・インターネット上で、某大学において試験委員による試験内容の漏洩があったと騒がれている。それが事実だとすれば試験の公平を害する看過しがたい事態である。是非、真偽を明らかにしてもらいたい。（既1）

- ・一部噂で問題が事前にリークされたとされている（刑事系）。事実かは確認できないが、そうであれば、新司の場合は、旧以上に有利に働くので、それを防ぐべき。（未）
- ・新聞などで既に話題になっていることであるが、ある教授が公法系論文問題と類似した問題の演習し、また試験のベースとなった判例の指定をしていた、と騒がれている。自分はこの法科大学院の出身であるが、既に卒業しており答案練習会などには参加していなかった。しかし、仮に合格したとしても、漏洩をうけて合格した受験生と世間から評価される可能性もあり、気が気ではない。司法試験委員の問題演習がそのまま試験に出題された、ベースとなった判例を直前に読むことができた、というのが、どれだけ受験生に有利であるか、理解してほしい。公法系の論文式を再試験するというのは現実的ではないので、一部の受験生に有利であったと思われる設問の配点を大幅に減らすなどの措置を絶対にとつてほしいと願っている。（既2）
- ・インターネットサイト2ちゃんねる司法試験板によれば慶應義塾大学法科大学院でアンフェアな行為がなされているようです。その点につき私の出身法科大学院の司法試験考査委員に対して送付したメール内容を全文以下記載させていただきます（集計者注：省略）。

東京弁護士会の方でも慶應義塾大学法科大学院に対する調査の程何卒よろしくお願ひ申し上げます。（既1）
- ・慶應大学ロースクールのリーク疑惑について意見を申し上げます。
 新司法試験には受験回数と受験期間の制限があるため、情報リークによる受験生間の不公平は、何度も受験可能な旧試験と比べものになりません。
 昨年は、○○教授が作成したとされるロースクール入試問題および学内の試験問題と、民事系2問目が酷似していたとのうわさがあり、今年は、2月に行われた慶應内部の答練の憲法行政法の問題と本試験の問題が酷似していたとのうわさがあります。
 このようなうわさがあること自体が新司法試験制度の破綻を意味すると思います。
 抗議等の活動を行うならば、受験上、不利益な取り扱いをされないとは限らないため、我々受験生は、抗議改善を求ることはできません。
 弁護士会の皆様で、疑惑を晴らしていただきたいと切に願います。（不明）
- ・友人送られてきたメールは、すべて行政法会社法での慶應義塾大学での試験問題漏洩についてのブログを引用したものだった。このブログが入学依頼から書き続けられている日常的なものであり、試験期間中において、各科目の感想を踏まえ述べているものであことからすると、慶應の一受験生本人が、事前に入手していた試験情報と現実の試験問題を見比べて「アンフェア」だと感想を抱き、答案練習会においてメールにて要注意箇所が試験委員の手によって示唆されていたと不利益な事実を記載することは、非常に信憑性の高い情報であると思う。
 問題を作成する試験委員自らが試験直前の2月以降にわたり、トウレンを実施すること自体、何を疑われても致し方ない事情だと思うし、それに輪をかけ、慶應の学生本人からそのような漏洩事実についてブログにて暴露されているという事態を目の前にして、今年の司法試験が全受験生にとって公正厳肅に実施されたものであると信じることは全くできない。
 このような特定の試験委員と学生との癒着により、正直者がバカを見て人生を見失いうるような事態を導きかねないような、この不正疑惑の真実性を必ず調査の上、報告していくだけるよう強く心よりお願ひ申し上げる。
- ・なお私自身、試験会場（TOC）にて、民事系終了時に、慶應で模擬裁判で扱った事例とそっくりだったと話している者を目撃している。
- ・どれだけの漏洩が真実存在しているのか、当のブログの本人に当たるなど厳格に調査いただけることを切に希望する。（不明）
- ・本当に意欲を持ってしっかりと頑張っている学生がしっかりと3年間勉強することで新司に対応できる力が自然とついてくるような教育内容がなされることが今後期待されると思う。学校間で競争して、より実績の出せる大学院こそが生き残り、そこに集まる学生に最善の教育がなされるべきと思う。やる気のない院で教え方も分からず教えている先生の下で方向性がわからず勉強するのはつらい。（未）

【本アンケートについて】

- ・（アンケート）なお「未修」であって、「未習」ではないと思います。（未）

- ・もうすこし細かい聞き方でもよいのではないか。たとえば、「公法系」ではなく第1問、第2問あるいは行政法、憲法というように。(未)
- ・アンケートは試験委員側に伝わるのでしょうか。東京弁護士会を通じて試験委員側に伝え
て頂ければと願います。(未)